指導監査ガイドライン

＜指導監査ガイドラインの留意事項について＞

○　指導監査ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、所轄庁が別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づいて行う一般監査について、その監査の対象とする事項（監査事項）、当該事項の法令及び通知上の根拠、監査事項の適法性に関する判断を行う際の確認事項（チェックポイント）、チェックポイントの確認を行う際に着目すべき点（着眼点）、法令又は通知等の違反がある場合に文書指摘を行うこととする基準（指摘基準）並びにチェックポイントを確認するために用いる書類（確認書類）を定めるものである。

○　ガイドラインの運用に関しては、次の事項に留意することとする。

１　実施要綱の５の（１）に定める文書指摘、口頭指摘又は助言については、指摘基準に定めるものの他、次の点に留意して行うこと。

（１）指摘基準に該当しない場合は文書指摘を行わないこと。

（２）指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭指摘を行うことができること。

（３）指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができること。なお、助言を行う場合は、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行うこと。

２　法令又は通知等に違反する１つの事実が、複数の指摘基準に該当するが、指導すべき事項が実質的に１つである場合については、状況に応じ、いずれか一方の指摘基準に基づく指導を行うことで差し支えないこと。

（例：定款変更に係る評議員会の特別決議に法令等の違反がある場合、定款変更の手続に関する事項と評議員会の決議の手続に関する事項の両方の指摘基準に該当するが、各々の指摘基準に基づいた同じ内容の指導を２回行う必要はない。）

３　監査事項の確認に当たっては、ガイドラインに定める確認書類を用いること。

ただし、ガイドラインは法人に新たな書類の作成を義務付けるものではないため、法人がガイドラインに定める確認書類を作成していない場合は、ガイドラインに定める指摘基準の該当性を確認できる既存の別の書類を用いて行うよう努めること。また、法令又は通知の根拠なしに特定の書類の作成を求めないこと。

※　なお、法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（法第24条第１項）、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが適当である。そのため、法人は、法人において確認を要するものとガイドラインに定められている事項について、法令等で特定の文書の作成が義務付けられていない場合であっても、文書等により客観的な説明を行うことができるように努めるべきである。

○　実施要綱の２の（３）に定める特別監査については、法人運営等に重大な問題がある場合に行われるものであり、当該監査を行う際は、ガイドラインに定める監査事項及びチェックポイントの確認を行うことに加え、当該問題の内容又は原因等に関連するその他の事項の確認も行い、その結果に基づいて、当該問題の是正のための必要な指導を行うこととする。

○　ガイドラインにおける略称は次のとおりである。

法人：社会福祉法人

法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）

令：社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）

規則：社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

認可通知：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月１日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）

審査基準：認可通知別紙１「社会福祉法人審査基準」

定款例：認可通知別紙２「社会福祉法人定款例」

審査要領：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月１日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」

会計省令：社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）

運用上の取扱い：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年３月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）

留意事項：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成28年３月31日付け付け雇児総発0331第７号・社援基発0331第２号・障障発0331第２号・老総発0331第４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）

平成28年改正法：社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）

平成28年改正政令：社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）

| 項目 | 監査事項 | 根拠 | チェックポイント | 着眼点、指摘基準、確認書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ　法人運営 |  |  |  | ○　法人の業務執行は、社会福祉法関係法令、通知、定款及び法人で定めた各種内部規程（以下「内部規程等」という。）に基づき、理事会の決定を経て、理事長等により行われるものである。そして、当該業務執行に対する法人内部の牽制の仕組みとして、法令上、理事会による理事長等の監督及び選定・解職、評議員会による定款変更・計算書類等の承認及び理事の選任・解任、監事による理事の職務の執行の監査、会計監査人による会計監査等が定められている。○　指導監査を行うに当たっては、そのような牽制の仕組みが適正に運営されているかどうかを確認するため、ガイドラインに定める事項を確認の対象としつつ、それ以外の事項についても、必要と認める場合には、その確認を行うことができる。確認の結果、法人に内部規程等の違反が見受けられた場合の当該法人に対して行う指導については、次のとおりとする。・　ガイドラインに定める指摘基準に該当しない内部規程等の違反があった場合には、原則として、当該内部規程等の違反の是正を求める口頭指摘によること。・　上記にかかわらず、重大な違反や直ちに是正が必要であって、口頭指摘によることでは是正が見込まれない場合等法人運営の適正を確保するために必要と判断する場合文書指摘によることができること。○　内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合又は当該規程が法人の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。○　指導に当たっては、違反の内容及びその根拠を明確にした上で行うこととする。 |
| １　定款 | １　定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。　 | 法第31条第１項 | ○　定款の必要的記載事項（法第31条第１項）が事実に反するものとなっていないか。 | ＜着眼点＞○　法人の定款については、平成28年改正法の施行に伴い、認可通知について、法人の自主性を尊重する観点から、別紙２が「定款準則」から「定款例」へと改められ、法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項についての定款の定め方の一例となり、定款例の文言の全てに法人が拘束されるものではなくなったことに留意する必要がある。○　各法人の定款に記載された必要的記載事項については、事実に反するものでないかの確認をする。なお、相対的記載事項及び任意的記載事項については、必要に応じ、事実に反するものでないかの確認をする。○　定款の必要的記載事項には法第31条第１項各号に掲げる事項等が該当し、当該事項の全てを定款に記載する必要があり、その一つでも記載が欠けると、当該定款の効力が生じないことに留意する必要がある。＜法第31条第１項各号に掲げる事項＞目的（第１号）、名称（第２号）、社会福祉事業の種類（第３号）、事務所の所在地（第４号）、評議員及び評議員会に関する事項（第５号）、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の定数その他役員に関する事項（第６号）、理事会に関する事項（第７号）、会計監査人に関する事項（会計監査人を設置する場合に限る。第８号）、資産に関する事項（第９号）、会計に関する事項（第10号）、公益事業の種類（公益事業を行う場合に限る。第11号）、収益事業の種類（収益事業を行う場合に限る。第12号）解散に関する事項（第13号）、定款の変更に関する事項（第14号）、公告の方法（第15号）＜指摘基準＞　必要的記載事項が記載されていない場合、又は定款に記載された内容と事実とが異なる場合は、文書指摘によることとする。＜確認書類＞　定款 |
|  | ２　定款の変更が所定の手続を経て行われているか。 | 法第45条の36第１項、第２項、第４項、第45条の９第７項第３号、規則第４条 | ○　定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。○　定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか（所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所轄庁への届出が行われているか。）。 | ＜着眼点＞○　定款は、法人の基本的事項を定めるものであることから、その変更は、評議員会の特別決議（注）をもって行い（法第45条の９第７項第３号、法第45条の36第１項）、所轄庁の認可又は所轄庁への届出が必要とされるところ（法第45条の36第２項、第４項）、指導監査を行うに当たっては、これらの必要な手続がとられているかについて確認する。　なお、定款に記載された事項の変更のうち、所轄庁の認可を要さない（所轄庁への届出で足りる）事項は、法第31条第１項に定める必要的記載事項のうち、事務所の所在地（第４号）の変更、資産に関する事項（第9号）の変更（基本財産が増加する場合に限る。）及び公告の方法（第15号）の変更のみであり（規則第４条）、相対的記載事項及び任意的記載事項の変更については、軽微な変更であっても所轄庁の認可が必要であることに留意する必要がある。（注）評議員会の特別決議については、３の（２）の２を参照。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。・　定款変更についての評議員会の特別決議が出席者不足又は賛成数不足により成立していないにもかかわらず、認可の申請もしくは届出がされている場合・　定款変更の決議を行った評議員会の招集手続又は議案の提出手続が法令、通知又は定款に違反している場合・　定款変更について評議員会の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可を受ける手続又は所轄庁の認可を要さない場合の所轄庁への届出の手続が行われていない場合＜確認書類＞　決議を行った評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題・議案を決定した理事会の議事録、所轄庁の変更認可書又は所轄庁に提出した定款変更の届出書（所轄庁で保存している書類を確認すること） |
|  | ３　法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。 | 法第34条の２第１項、第４項、第59条の２第１項第１号、規則第２条の５、第10条第１項 | ○　定款を事務所に備え置いているか。○　定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。○　公表している定款は直近のものであるか。 | ＜着眼点＞○　法人の高い公益性に照らし、その事業の運営の透明性を確保するため、計算書類等と同様に、定款についても事務所への備置き（法第34条の２第１項）及び公表（法第59条の２第１項第１号）が法人に義務付けられている。なお、公表の範囲については、個人の権利利益が害されるおそれがある部分（例：公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある母子生活支援施設や婦人保護施設等の所在地）を除く。○　定款の事務所への備置きについては、主たる事務所及び従たる事務所において行われる必要があるが、従たる事務所については、定款が電磁的記録で作成され、従たる事務所の電子計算機（パソコン）に当該電磁的記録の内容が記録されている場合は、備置きが不要となる（法第34条の２第４項、規則第２条の５）。指導監査を行うに当たっては、定款が主たる事務所に実際に備え置かれているかについて確認し、また、従たる事務所の指導監査を実施する場合は、当該従たる事務所に実際に備え置かれているか、又は電子計算機（パソコン）に電磁的記録が記録されているかについて確認する。○　定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされており（規則第10条第１項）、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載による。指導監査を行うに当たっては、具体的な公表の方法に関する規程及び当該規程により実際に公表されていることを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。・　主たる事務所における定款の備置きが行われていない場合、又は従たる事務所における定款の備置き若しくは電磁的記録で作成された定款の電子計算機（パソコン）への記録が行われていない場合・　定款がインターネットを利用（法人ホームページ等）により公表が行われていない場合（なお、所轄庁が、法人が法人ホームページ等の利用により公表を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではなく、法人が適切にインターネットの利用による公表を行うことができるよう助言等の適切な支援を行うものとする。）・　備置き又は公表されている定款の内容が直近のものでない場合 |
| ２　内部管理体制 | １　特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。 | 法第45条の13第５項、令第13条の３、規則第２条の16 | ○　内部管理体制が理事会で決定されているか。○　内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。 | ＜着眼点＞○　特定社会福祉法人（注）は、経営組織のガバナンスの強化を図るため、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制（内部管理体制）の整備の決定を理事会で行うことが義務付けられている（法第45条の13第５項）。この内部管理体制の整備に係る決定については、理事会から理事（理事長等）に決定の権限を委任することができない事項であり（法第45条の13第４項第５号）、必ず理事会の決定によらなければならない。（注）事業規模が政令で定める基準を超える法人をいう（７「会計監査人」の１において同じ。）。政令においては、内部管理体制の整備が義務付けられる法人の事業規模を、法人単位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が30億円を超える法人又は貸借対照表の負債の額が60億円を超える法人と規定している（令第13条の３）。なお、特定社会福祉法人には、会計監査人の設置も義務付けられている（法第37条）。○　内部管理体制として決定しなければならない事項は次のとおりであり（規則第２条の16）、指導監査を行うに当たっては、これらの決定がされているかについて確認する。なお、これらの体制の内容は法人の事務処理体制等に応じて法人（理事会）の自主的な判断に基づき決定されるべきものであり、その具体的内容の確認までは要さない。　①　理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制　②　損失の危険の管理に関する規程その他の体制　③　理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制　④　職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制　⑤　監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項　⑥　⑤の職員の理事からの独立性に関する事項　⑦　監事の⑤の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項　⑧　理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制　⑨　⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制　⑩　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項　⑪　その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制＜指摘基準＞内部管理体制として理事会で決定されなければならない事項について、一部でも理事会の決定がされていないものがある場合は、文書指摘によることとする。＜確認書類＞　関係規程、理事会の議事録 |
| ３　評議員・評議員会 |  |  |  |  |
| （１）評議員の選任 | １　法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。 | 法第39条 | ○　定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者が選任されているか。 | ＜着眼点＞○　評議員については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款の定めるところにより選任する（法第39条）。そのため、法人は、定款で評議員の選任のために必要な事項（例：評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する）を定め、その定めに基づき評議員の選任を行う。ただし、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第31条第5項）。○　指導監査を行うに当たっては、評議員が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として選任された者であること、及び法令又は定款に定められた方法によりその選任が行われていることを確認する。この評議員の資格については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として法人において適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。そのため、指導監査を行うに当たっては、監査担当者の主観的な判断で、必要な識見を有していない等の指摘を行うことや、識見を有する者であることの証明を求めることがないよう留意する必要がある。○　法人における評議員の選任の手続においては、評議員候補者が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明することが必要である。○　法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う（法第38条）。そのため、定款の規定に基づき評議員として選任された者が就任を承諾することで、その時点（承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任期の開始時）から評議員となるものであるため、この就任の承諾の有無についての指導監査を行うに当たっては、評議員の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要がある。なお、評議員の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない場合・　評議員として選任された者について「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続による選任がされていない場合　・　評議員について、就任承諾書等により、就任の意思表示があったことが確認できない場合＜確認書類＞　評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の資料、議事録等）、就任承諾書等　 |
|  | ２　評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。 | 法第40条第１項、第２項、第４項、第５項、第61条第１項、審査基準第３の１の（１）、（３）、（４）、（６） | ○　欠格事由に該当する者が選任されていないか。○　当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。○　当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が選任されていないか。○　社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の５分の１を超えて選任されていないか。○　実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。○　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。○　暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。 | ＜着眼点＞○　評議員会は、役員の選任・解任の権限や定款変更の承認等の法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関である。そして、その評議員会を構成する評議員の職務については、個々の評議員の責任に基づき行われるものであることから、当該責任を全うさせるため、一定の場合が欠格事由として定められる（法第40条第１項。注１）とともに、当該法人の役員若しくは職員を兼ねることができないこと（法第40条第２項）、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者（注２）を評議員として選任することができないこと（法第40条第４項及び第５項）が定められている。また、法人の高い公益性に鑑み、法人は暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならず、暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員になることはできない。　（注１）欠格事由（評議員となることができない者）は次のとおり。①　法人②　成年被後見人又は被保佐人③　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者④　③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者⑤　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員　（注２）各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。①　配偶者②　三親等以内の親族③　厚生労働省令で定める者（規則第２条の７、第２条の８）ⅰ　当該評議員又は理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者ⅱ　当該評議員又は理事の使用人ⅲ　当該評議員又は理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者ⅳ　ⅱ又はⅲの配偶者ⅴ　ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者ⅵ　当該評議員又は理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の３分の１を超える場合に限る。）（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。ⅶ　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）ⅷ　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の３分の１を超える場合に限る。）・　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人　　※　法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第１項の適用を受けるための条件とされる特殊の関係にある者の範囲については、上記（注２）と同一ではないため留意が必要である。○　法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないものであるが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。指導監査を行うに当たっては、法人が何らかの方法によりこれらの事項を確認した上で選任を行っているかについて確認する。○　当該法人の役員又は職員との兼職の有無の確認については、法人が保有する関係書類により、該当する者がいないかを確認する。○　上記（注２）の特殊の関係にある者の③のⅷに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の評議員になることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第１項第２号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」（同項第３号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに所轄庁等関係行政庁は留意する必要がある。○　社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が評議員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員と同様に、評議員総数の５分の１を超える割合を占める場合は、不当な関与に当たるものと考えられる（法第109条第５項（役員に関する規定）参照）。○　評議員会の役割の重要性に鑑みると、実際に評議員会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に評議員として選任され、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではないため、評議員にこのような者がいないかについて確認する。この場合に、評議員として不適当であるとの判断を行う基準は、原則として、当該年度及びその前年度の評議員会を全て欠席している者であることとする。ただし、指導監査を行う時点において、前記の評議員会の開催が１回のみである場合には、直近２回の評議員会を欠席している者であることとする。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと、又は当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないことについて、法人において確認がされていない場合　・　法人が保有する書類により、欠格事由や特殊の関係にある者に該当する者がいることが判明した場合　・　評議員が当該法人の役員又は職員を兼ねている場合　・　暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっている場合　・　社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が評議員総数の５分の１を超えている場合　・　欠席が継続し、名目的・慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる場合＜確認書類＞　評議員の選任手続における関係書類（履歴書、誓約書等）、役職員名簿、評議員会の議事録等 |
|  | ３　評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。 | 法第40条第３項 | ○　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。 | ＜着眼点＞○　評議員の数は定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない（法第40条第３項。注）。指導監査を行うに当たっては、在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えているかについて確認する。なお、定款で定めた評議員の員数が定款で定めた理事の員数を超えていればよいということではないことに留意する必要がある。　（注）上記にかかわらず、小規模法人に配慮する観点から、平成27年度決算における法人単位事業活動計算書のサービス活動収益が４億円以下の法人については、平成29年度から平成31年度までの間の３年間について適用される経過措置が設けられており、当該経過措置により評議員の数は４人以上であればよいこととされている（平成28年改正法附則第10条、平成28年改正政令第４条第１項）。なお、平成28年度に設立された法人については、その事業規模にかかわらず、この経過措置の対象となることとされている（同条第２項）。　＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていない場合（同数以下の場合）・　経過措置の対象法人について、評議員の人数が４人未満である場合＜確認書類＞定款、評議員名簿、役員名簿、評議員の選任に関する書類（評議員選任・解任委員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等）、理事の選任・解任等に関する書類（理事が選任された評議員会の議事録、委嘱状、就任承諾書等） |
| （２）評議員会の招集・運営 | １　評議員会の招集が適正に行われているか。 | 法第45条の９第１項、同条第10項により準用される一般法人法第181条、第182条、規則第２条の12 | ○　評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。○　招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。○　定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。 | ＜着眼点＞○　評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等（注）を定め、理事が評議員会の１週間前（又は定款に定めた期間）までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知をする方法で行われなければならない（法第45条の９第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第２条の12）。なお、電磁的方法で通知をする場合には、評議員の承諾を得なければならない。指導監査を行うに当たっては、これらの手続が適正になされているかについて確認する。　（注）理事会の決議により定めなければならない事項（招集通知に記載しなければならない事項）（法第45条の９第10項により準用される一般法人法第181条第１項）　　　①　評議員会の日時及び場所②　評議員会の目的である事項がある場合は当該事項③　評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。施行規則第２条の12）　　なお、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており（法第45条の９第10項により準用される一般法人法第183条）、この場合には招集の通知を省略できるが、評議員会の日時等に関する理事会の決議は省略できないことに留意するとともに、評議員全員の同意があったことが客観的に確認できる書類の保存が必要である。○　定時評議員会は毎会計年度終了後一定の時期に招集されなければならず（法第45条の９第１項）、また、計算書類等については、毎年６月末日までに定時評議員会の承認を受けた若しくは定時評議員会に報告した上で、所轄庁に届出をしなければならない（第45条の30、第45条の31、第59条第１項）。そのため、計算書類等を所轄庁に届け出る毎年６月末日（定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき）までに定時評議員会が開催されているかについて確認する。なお、定時評議員会の開催時期については、定款に具体的に記載されることが望ましいものであり、当該時期を定款に記載した場合には、当該時期までに開催される必要がある（定款例第11条参照）。＜指摘基準＞　次の場合には、文書指摘によることとする。・　評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない場合・　評議員会の１週間前（又は定款に定めた期間）までに評議員に通知がなされていない場合・　電磁的方法により通知をした場合に、評議員の承諾を得ていない場合・　評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない場合・　評議員会の招集通知が省略された場合に、評議員全員の同意が確認できない場合・　定時評議員会が計算書類等を所轄庁に届け出る毎年６月末日（定款に開催時期の定めがある場合にはそのとき）までに招集されていない場合＜確認書類＞　評議員会の招集通知、理事会の議事録、評議員会の議事録、評議員全員の同意が確認できる書類 |
|  | ２ 決議が適正に行われているか。 | 法第45条の９第６項から第８項まで、同条第10項により準用される一般法人法第194条第１項、第195条 | ○　決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。○　決議が必要な事項について、決議が行われているか。○　特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。○　決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。○　評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。 | ＜着眼点＞○　評議員会で決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の出席が必要である（法第45条の９第６項）。なお、この「議決に加わることができる評議員」には、当該決議に特別の利害関係を有する評議員（法第45条の９第８項）は含まれない。○　評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができる（法第45条の８第２項）。定款に定める事項の他、次の事項について、評議員会の決議が必要である。　・　理事、監事、会計監査人の選任及び解任　・　理事、監事の報酬等の決議（定款に報酬等の額を定める場合を除く。）　・　理事等の責任の免除　・　役員報酬等基準の承認　・　計算書類の承認　・　定款の変更　・　解散の決議　・　合併の承認　・　社会福祉充実計画の承認○　評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係（注１）を有する評議員が加わることはできないことから（法第45条の９第８項）、当該特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員について確認しておく必要がある。そのため、当該法人においてその確認がなされたかを、指導監査において確認する必要がある。この確認は、原則として議事録で行うものであるが、評議員会の招集通知と併せて、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合や、評議員の職務の執行に関する法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合には、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はなく、決議に利害関係がある評議員がいない場合には、議事録の記載も不要である。（注１）「特別の利害関係」とは、評議員が、その決議について、法人に対する善管注意義務（法第38条、民法（明治29年法律第89号）第644条）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものである。○　評議員会における普通決議（特別決議以外の決議）は、出席者の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成（法第45条の９第６項）をもって行い、特別決議（注２）は、議決に加わることができる評議員の３分の２（定款で３分の２を上回る割合を定めた場合にはその割合）以上の賛成（法第45条の９第７項）をもって行われる必要があり、指導監査を行うに当たっては、評議員会の決議について、出席者数及び賛成者数が決議の成立に必要な数となっているかを確認する。（注２）特別決議によって行われることが必要な議案（法第45条の９第７項）①監事の解任、②役員等の損害賠償責任の一部免除、③定款変更、④法人の解散、⑤法人の合併契約の承認○　理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる（法第45条の９第10項により準用される一般法人法第194条第１項）。また、理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったとみなされる（法第45条の９第10項により準用される一般法人法第195条）。そのため、当該決議の省略又は報告の省略がなされた場合には、当該書面又は電磁的記録があるかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　成立した決議について、法令又は定款に定める出席者数又は賛成者数が不足していた場合　・　決議を要する事項について、決議が行われてない場合　・　成立した決議に特別の利害関係を有する評議員が加わっていた場合　・　決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない場合　・　評議員会の決議があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない場合　・　評議員会への報告があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない場合＜確認書類＞　定款、評議員会の議事録、同意の意思表示の書面又は電磁的記録、法人が決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを確認した書類 |
|  | ３　評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。 | 法第45条の９第10項により準用される一般法人法第194条第１項、第２項、法第45条の11第１項から第３項まで、規則第２条の15 | ○　厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。○　議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。○　評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間備え置いているか。 | ＜着眼点＞○　評議員会は、法人の基本的事項についての決議を行う機関であり、その議事内容は法人にとって重要な資料であることから、法人においては、評議員会の決議の内容等について記録した議事録を作成し（法第45条の11第１項）、評議員及び債権者が閲覧できるようにすることが義務付けられている（同条第４項）。そこで、指導監査を行うに当たり、評議員会の議事録が法令に基づき書面又は電磁的記録により作成され、必要事項が記載されているか（規則第２条の15）、評議員会の日から法人の主たる事務所に10年間、従たる事務所に５年間備え置かれているか（法第45条の11第２項、第３項）について確認する。また、評議員会の決議が省略された場合には、同意の意思表示の書面又は電磁的記録が、法人の主たる事務所に決議があったとみなされた日から10年間備え置かれているか（法第45条の９第10項により準用される一般法人法第194条第２項）について確認する。○　定款に議事録署名人（議事録に署名又は記名押印することと定められた者をいう。）が定められている場合には、定款に従ってその署名又は記名押印がされているかを確認する。なお、法令上は、評議員会の議事録に、出席した評議員が署名又は記名押印をすることを必要とする旨の規定はないが、議事録の内容が適正なものであることを担保する観点から、定款に議事録署名人に関する規定を設けることが望ましい（定款例第14条参照）。○　議事録の記載事項としては、開催された評議員会に関する事項（規則第２条の15第３項）（注１）、評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の事項（同条第４項第１号）（注２）及び理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の事項（同項第２号）（注３）があり、必要な記載事項が記載されているかについて確認する。　（注１）開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項（規則第２条の15第３項）。①　評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）②　評議員会の議事の経過の要領及びその結果③　決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名④　法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要ⅰ　監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見（法第43条第３項において準用する一般法人法第74条第１項）ⅱ　監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由（辞任後最初に開催される評議員会に限る。法第43条第３項において準用する一般法人法第74条第２項）ⅲ　会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見（法第43条第３項において準用する一般法人法第74条第４項）ⅳ　会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見（辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。同上）ⅴ　監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果（法第45条の18第３項において準用する一般法人法第102条）ⅵ　監事による監事の報酬等についての意見（法第45条の18第３項において準用する一般法人法第105条第３項）ⅶ　会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見（法第45条の19第６項において準用する一般法人法第109条第１項）ⅷ　定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見（法第45条の19第６項において準用する一般法人法第109条第２項）⑤　評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称⑥　議長の氏名（議長が存する場合に限る。）⑦　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名　（注２）評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の議事録の記載事項（規則第２条の15第４項第１号）①　決議を省略した事項の内容②　決議を省略した事項の提案をした者の氏名③　評議員会の決議があったものとみなされた日④　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を事務所に備え置くだけではなく、内容について評議員会の議事録に記載しなければならないことに留意すること。　（注３）理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の議事録の記載事項（同項第２号）①　評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容②　評議員会への報告があったものとみなされた日③　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示に係る書面等を事務所に備え置く必要はないこと。○　議事録については、記載された事項の全てについて、出席していない評議員や債権者等が、その関係書類と併せて内容の確認ができるよう明確に記載する方法によらなければならない。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　議事録が作成されていない場合・　議事録の必要事項が記載されていない又は不十分である場合・　議事録が、評議員会の日から主たる事務所に10年間、従たる事務所に５年間備え置かれていない場合・　評議員会の決議を省略した場合に、同意の意思表示が行われた書面又は電磁的記録が、法人の主たる事務所に評議員会の決議があったとみなされた日から10年間備え置かれていない場合・　定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、当該規定による署名又は記名押印がなされていない場合＜確認書類＞　評議員会の議事録、同意の意思表示を行った書面又は電磁的記録 |
| ４　理事 |  |  |  |  |
| （１）定数 | １　法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。 | 法第44条第３項、第45条の７ | ○　定款に定める員数が選任されているか。○　定款で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。○　欠員が生じていないか。 | ＜着眼点＞○　理事会は、①法人の業務執行の決定、②理事の職務の執行の監督、③理事長の選定及び解職を行うものであり、理事会を構成する理事は、その理事会における意思決定を通じて業務執行の決定又は監督を行うという意味で、法人の運営における重要な役割を担っている。　理事の員数は、６人以上（法第44条第３項）の数を定款に定め、その定款に定めた員数が実際に選任されているかについて確認する。○　定款に定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない（法第45条の７）。指導監査を行うに当たっては、当該指導監査の時点で定款に定めた員数の３分の１を超える者が欠けていないか、欠けている場合には遅滞なく補充のための手続が進められているかについて確認する。なお、「遅滞なく」補充の手続が進められているかについては、当該法人において、理事候補者の選定、評議員会への理事の選任の議案提出、又は評議員会の開催等の理事選任に係る手続に関して、具体的な検討や実施がされているかを確認する。○　理事のうち定款に定められた員数の３分の１を超えない欠員がある場合は、法令に直接的に明記されているものではないが、理事が、理事会の構成員として担う法人の業務執行の決定や、理事長等の職務の執行の監督等の役割が十分に発揮できないおそれがあり、法人運営上適当ではないことから、法人において欠員の補充のための検討や手続が進められているか（理事会、理事長等が手続を進めているか。）を、指導監査により確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　定款で定めた員数が選任されていない場合　・　定款で定めた員数の３分の１を超える欠員があるにもかかわらず、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、具体的な検討も行われていない場合　・　欠員がある場合に、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、補充の検討が行われていない場合＜確認書類＞　定款、理事の選任に関する評議員会議事録、理事会議事録、その他関係書類 |
| （２）選任及び解任 | １　理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。 | 法第43条第１項、第45条の４ | ○　評議員会の決議により選任又は解任されているか。○　理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。 | ＜着眼点＞○　理事の選任は評議員会の決議により行うため（法第43条第１項）、評議員会の決議が適切になされているかについて確認する（評議員会の決議については、３「評議員・評議員会」の（２）の２参照。）。○　法人と理事との関係は、評議員と同様に、委任に関する規定に従う（法第38条）。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾したことにより、その時点（承諾のときに理事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から理事となることから、この就任の承諾の有無についての指導監査を行うに当たっては、理事の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要がある。なお、理事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱が必ず必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により理事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。○　理事の解任は、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき」、「心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき」のいずれかに該当するときに、評議員会の決議により行うが（法第45条の４第１項）、安定的な法人運営や利用者の処遇に及ぼす影響が大きいことから、評議員会によって解任権が濫用されることがあってはならない。そのため、理事が形式的に職務上の義務に違反し又は職務を懈怠したという事実や健康状態のみをもって解任することはできず、現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に限定されるものと解すべきである。　　指導監査を行うに当たっては、同条に基づく評議員会の決議により理事が解任された場合に、解任の理由が、当該理事に重大な義務違反等があることによるものであるかについて確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。・　理事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない場合・　理事の解任が評議員会の権限の濫用に当たる場合（現に法人運営に重大な損害を及ぼし、又は、適正な事業運営を阻害するような、理事等の不適正な行為など重大な義務違反等がある場合に該当しない場合）　・　理事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない場合＜確認書類＞　評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録、就任承諾書等 |
| （３)適格性 | １　理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。 | 法第44条第１項により準用される法第40条第１項、第44条第６項（参考）法第61条第１項、第109条から111条まで、審査基準第３の１の（１）、（３）、（４）、（６） | ○　欠格事由を有する者が選任されていないか。○　各理事について、特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか。○　社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の５分の１までとなっているか。○　実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。○　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。○　暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。 | ＜着眼点＞○　理事は、理事会の構成員として、法人の業務執行の決定をする等法人の運営における重要な役割を担い、その職務を個々の責任に基づいて行うものであることから、当該責任を全うさせるため、理事について、一定の事由が欠格事由（注１）として定められる（法第44条第１項により準用される法第40条第１項）とともに、理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を果たすため、各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計（注２）が、理事総数の３分の１（上限は当該監事を含めずに３人）を超えて含まれてはならない（法第44条第６項）。また、法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならず、評議員と同様に暴力団員等の反社会的勢力の者が理事になることはできない。　（注１）欠格事由（理事となることができない者）については、評議員と同じく次のとおりである。①　法人②　成年被後見人又は被保佐人③　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者④　③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者⑤　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員　（注２）各理事と特殊の関係にある者の範囲は次のとおり。①　配偶者②　三親等以内の親族③　厚生労働省令で定める者（規則第２条の10）ⅰ　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者ⅱ　当該理事の使用人ⅲ　当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者ⅳ　ⅱ又はⅲの配偶者ⅴ　ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者ⅵ　当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の３分の１を超える場合に限る。）（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。ⅶ　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の３分の１を超える場合に限る。）・　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人※　法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第１項の適用を受けるための条件とされる特殊の関係にある者の範囲については、上記（注２）と同一ではないため留意が必要。○　法人は、理事の選任に当たり、理事候補者が欠格事由に該当しないか、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。指導監査を行うに当たっては、法人が何らかの方法によりこれらの事項を確認しているかについて確認する。○　上記（注２）特殊の関係にある者の③のⅶに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の理事となることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第１項第２号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」（同項第３号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに所轄庁等関係行政庁は留意する必要がある。○　社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員総数（注３）の５分の１を超える割合を占める場合は、不当な関与といえるため、法により認められていない（法第109条第５項）。（注３）法第109条第５項は、役員総数に対する関係行政庁の職員である役員の割合について規定しており、役員、すなわち、理事と監事の合計数で判断される。○　理事会の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に理事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではないため、理事にこのような者がいないかについて確認する。この場合の理事として不適当であると判断するための基準は、原則として、当該年度及びその前年度において理事会を２回以上続けて欠席している者であることによることとする。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない場合　・　法人が保有する書類により、欠格事由に該当する者がいること、又は、各理事と特殊関係にある者が上限を超えて含まれていることが判明した場合　・　暴力団員等の反社会的勢力の者が理事となっている場合　・　社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の５分の１を超えている場合　・　欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる役員がいる場合＜確認書類＞　　役員の選任手続における関係書類（履歴書、誓約書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録等 |
|  | ２　理事として含まれていなければならない者が選任されているか。 | 法第44条第４項 | ○　社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。○　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者が選任されているか。○　施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。 | ＜着眼点＞○　理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要がある（法第44条第４項第１号。第２号）。また、施設を設置している法人は、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、「施設の管理者」（注）が理事として選任されている必要がある（同項第３号）。（注）「施設の管理者」については、当該法人が複数の施設を設置している場合は、全ての施設の管理者を理事とする必要があるものではなく、施設の管理者のうち１名以上が理事に選任されていれば足りる。なお、この場合の「施設」とは、原則として、法第62条第１項の第１種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第２種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取扱う。○　「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。このため、指導監査を行うに当たっては、監査担当者の主観的な判断のみで、必要な識見を有していない、あるいは実情に通じていない等の指摘を行うことや、識見を有する者であることの証明を求めることがないよう留意する必要がある。なお、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」に関する審査要領第３の（２）の記載は例示であって、それらの者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まれなければならないものではないことに留意する必要がある。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合・　理事のうちに「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通している者」として、評議員会の決議等について適正な手続に基づいて選任された者がいない場合・　当該法人が施設を設置している場合であって、施設の管理者が理事として一人も選任されていない場合＜確認書類＞　　理事の選任手続における関係書類（履歴書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録等 |
| （４）理事長 | １　理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。 | 法第45条の13第３項、第45条の16第２項 | ○　理事会の決議で理事長を選定しているか。○　業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。 | ＜着眼点＞○　理事長は、法人の代表権（法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を対外的にする権限（法第45条の17第１項））を有するとともに、対内的に法人の業務を執行する権限も有する（法第45条の16第２項第１号）ものであり、理事会で理事の中から選定されなければならない（法第45条の13第３項）。　　なお、平成28年改正法の施行後においては、法律上、法人の代表権を有する者は理事長のみとされ、理事長の代表権を他の者に委任することはできない（理事長の職務代行者を定め、職務代行者名で法人の代表権を行使できることとする旨の定款の記載は無効である。）。また、法人の代表者の登記については、法に定める理事長以外の者を代表者として登記することはできないことにも留意する必要がある。○　理事長の他に、理事の中から法人の業務を執行する理事（業務執行理事）を理事会で選定することができる（法第45条の16第２項第２号）。なお、業務執行理事は、法人の代表権を有さない（法人の対外的な業務を執行することはできない）ことに留意する必要がある。○　指導監査を行うに当たっては、理事長が理事会の決定により選定されているか、業務執行理事を置く場合には理事会により選定されているかについて確認する。なお、理事長及び業務執行理事の選定については、法令上の手続に関する特別の規定はなく、理事会の決議事項（法第45条の14）として、法令及び定款に定める手続（注）に従って行う。　（注）定款例第16条第２項参照。また、理事会の決議については、６「理事会」の（１）の２参照。＜指摘基準＞　理事長及び業務執行理事の選定が法令及び定款に定める手続により行われていない場合は、文書指摘によることとする。＜確認書類＞　定款、理事会の議事録 |
| ５　監事 |  |  |  |  |
| （１）定数 | １　法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。 | 法第44条第３項、第45条の７第２項による第１項の準用 | ○　定款に定める員数が選任されているか。○　定員で定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。○　欠員が生じていないか。  | ＜着眼点＞○　監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに（法第45条の18第１項）、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は当該法人の業務及び財産の状況を調査することができ（同条第２項）、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っている。　監事の員数は、２人以上（法第44条第３項）の数を定款に定めるところ、指導監査を行うに当たっては、定款に定める員数が実際に選任されているかについて確認する。○　定款に定めた員数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない（法第45条の７）。指導監査を行うに当たっては、当該指導監査の時点で定款に定めた員数の３分の１を超える者が欠けていないか、欠けている場合には遅滞なく補充のための手続が進められているかについて確認する。なお、「遅滞なく」手続が進められているかどうかについては、当該法人において、監事候補者の選定、評議員への監事の選任の議案提出、評議員会の開催等の監事選任に係る手続に関する具体的な検討や選任手続が実際に進められているかを確認する。○　監事に定款で定めた員数の３分の１を超えない欠員がある場合は、法令に直接的に明記されているものではないが、監事の役割が十分に発揮できないおそれがあり、法人運営の観点から適当ではないことから、法人において欠員の補充のための検討や手続が進められているかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　定款で定めた員数が選任されていない場合　・　定款で定めた員数の３分の１を超える欠員があるにもかかわらず、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、具体的な検討も行われていない場合　・　欠員がある場合に、法人において補充のための手続が進められておらず、かつ、その補充のための検討が行われていない場合＜確認書類＞　定款、監事の選任に関する評議員会議事録、理事会議事録及びその他関係書類 |
| （２）選任及び解任 | １　法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。 | 法第43条第１項、同条第３項により準用される一般法人法第72条第１項、法第45条の４第１項、第45条の９第７項第１号 | ○　評議員会の決議により選任されているか。○　評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。○　監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。 | ＜着眼点＞○　監事の選任は評議員会の決議（注１）により行うため（法第43条第１項）、評議員会の決議が適切になされていることを確認する。（注１）評議員会の決議については、３「評議員・評議員会」の（２）の２参照○　理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含む。）を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、監事の過半数（注２）の同意を得なければならず（法第43条第３項により準用される一般法人法第72条第１項）、指導監査を行うに当たっては、監事の過半数の同意を得ているかについて確認する。　（注２）「監事の過半数」については、在任する監事の過半数をいう。　　　なお、理事会が提出する議案について監事の過半数の同意を得ていたことを証する書類は、各監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限る。）でも差し支えない。○　法人と監事との関係は、評議員や理事と同様に、委任に関する規定に従う（法第38条）。そのため、評議員会により選任された者が就任を承諾することで、その時点（承諾のときに監事の任期が開始していない場合は任期の開始時）から監事となることから、この就任の承諾の有無についての指導監査を行うに当たっては、監事の役割の重要性に鑑み、文書による確認（就任承諾書の徴収等）によって行う必要があり、当該文書は法人において保存される必要がある。なお、監事の選任の手続において、選任された者に対する委嘱状による委嘱を行うことが必要とされるものではないが、法人において、選任された者に委嘱状により監事に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えない。○　監事の解任については、評議員会の特別決議（注３）により行うため（法第45条の９第７項第１号、第45条の４第１項）、評議員会の特別決議が適正に行われているかを確認する。　（注３）評議員会の特別決議については、３「評議員・評議員会」の（２）の２参照＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。・　監事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない場合・　監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていない場合・　監事の解任が評議員会の有効な特別決議により行われていない場合・　監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない場合＜確認書類＞　評議員会の議事録、評議員会の招集通知、評議員会の議題（及び議案）を決定した理事会の議事録、監事の選任に関する評議員会の議案についての監事の同意を証する書類 |
|  | ２　監事となることができない者が選任されていないか。 | 法第40条第２項、第44条第２項、第７項 | ○　欠格事由を有する者が選任されていないか。○　評議員、理事又は職員を兼ねていないか。○　監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。○　社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の５分の１までとなっているか。○　実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。○　地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、理事として参加していないか。○　暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。 | ＜着眼点＞○　監事は、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っていることから、欠格事由（注１）が定められるとともに（法第44条第１項により準用される法第40条第１項）、理事の職務の執行を監査する役割を果たすため、理事又は職員を兼ねることはできないこと（法第44条第２項）、各理事と特殊の関係にある者（注２）が含まれていてはならないこと、また、複数（２人以上）の監事がそれぞれ独立して職務を執行することから他の監事と特殊の関係にある者が含まれていてはならないこと（法第44条第７項）が定められている。さらに、法人の高い公益性に鑑み、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりを持ってはならないものであり、評議員や理事と同様に暴力団員等の反社会的勢力者が監事になることはできない。　（注１）欠格事由（監事となることができない場合）は、評議員及び理事と同じく次のとおりである。①　法人②　成年被後見人又は被保佐人③　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者④　③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者⑤　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員　（注２）各役員と特殊の関係にある者の範囲は次のとおりである。①　配偶者②　三親等以内の親族③　厚生労働省令で定める者（規則第２条の11）ⅰ　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者ⅱ　当該役員の使用人ⅲ　当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者ⅳ　ⅱ又はⅲの配偶者ⅴ　ⅰ～ⅲの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者ⅵ　当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。ⅶにおいて同じ。ⅶ　当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）ⅷ　他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）ⅸ　次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の３分の１を超える場合に限る。）・　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人　　　※　法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第40条第１項の適用を受けるための条件となる特殊関係者の範囲については、上記（注２）と同一ではないため留意が必要。○　法人においては、監事の選任に当たり、欠格事由を有していないか、各役員（理事及び監事）と特殊の関係にある者が含まれていないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて確認を行う必要がある。確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えないが、法人の判断により官公署が発行する書類により確認を行うことも考えられる。指導監査を行うに当たっては、法人が何らかの方法でこれらの事項を確認しているかを確認する。○　上記（注２）の特殊の関係にある者の③のⅶに該当しない場合であっても、関係行政庁の職員が法人の監事となることは法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」（第１項第２号）及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」（同項第３号）と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに所轄庁等関係行政庁は留意する必要がある。○　社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員総数（注３）の５分の１を超える割合を占める場合は不当な関与であると考えられるため、法により認められていない（法第109条第５項）。（注３）法第109条第５項は、役員総数に対する関係行政庁の職員である役員の割合について規定しており、役員、すなわち、理事と監事の合計数で判断されるものである。○　上記の監事の役割の重要性に鑑みれば、実際に理事会に参加できない者や地方公共団体の長等の特定の公職にある者が名目的・慣例的に監事として選任され、その結果、理事会を欠席することとなることは適当ではないため、監事にこのような者がいないかを確認する。この場合の監事として不適当であると判断するための基準は、原則として、当該年度及びその前年度おいて理事会を２回以上続けて欠席している者であることによることとする。＜指摘基準＞○　次の場合は文書指摘によることとする。　・　法人において監事の選任手続の過程において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと、各役員と特殊関係にある者が含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないことについて確認していない場合　・　法人が保有する書類により、監事のうちに欠格事由に該当する者がいること、各役員と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていることが判明した場合　・　暴力団員等の反社会的勢力の者が監事になっている場合　・　社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の５分の１を超えている場合　・　理事会への欠席が継続しており、名目的・慣例的に選任されていると考えられる監事がいる場合＜確認書類＞　　監事の選任手続における書類（履歴書、誓約書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録 |
|  | ３　法に定める者が含まれているか。  | 法第44条第５項 | ○　社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。 | ＜着眼点＞○　監事は、監査を行うに当たり、法人の業務及び財産の状況を確認するものであることから、「社会福祉事業について識見を有する者」（注１）及び「財務管理について識見を有する者」（注２）が含まれている必要がある（法第44条第５項）。○　「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。このため、指導監査を行うに当たっては、監査担当者の主観的な判断で識見を有していないとの指摘を行うことや、識見を有する者であることの証明を求めることがないように留意する必要がある。（注１）「社会福祉事業について識見を有する者」についての審査要領の記載（第３の（１））は例示であって、それらの者に限定されるものではなく、また、それらの者が必ず含まれなければならないものでもない。（注２）「財務管理について識見を有する者」については、公認会計士又は税理士が望ましい（審査基準第３の４の（５））。また、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者も考えられるが、これらの者に限られるものではない。　＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。・　監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」として評議員会の決議等適正な手続により選任された者がいない場合・　監事のうちに「財務管理について識見を有する者」として、評議員会の決議等適正な手続により選任された者がいない場合＜確認書類＞　　監事の選任手続における書類（履歴書等）、役員名簿、理事会及び評議員会の議事録 |
| （３）職務・義務 | １　法令に定めるところにより業務を行っているか。 | 法第45条の18第１項、第45条の28第１項及び第２項、規則第２条の26から第２条の28まで、第２条の31、第２条の34から第２条の37まで | ○　理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。 | ＜着眼点＞○　監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない（法第45条の18第１項）。　　毎会計年度の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令に定めるところにより、監事の監査を受けなければならず（法第45条の28）、計算書類及びその附属明細書（計算関係書類（規則第２条の26第１項））の監査と、事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という。）の監査について、それぞれ監査報告の内容及びその作成等の手続に関する規定が法及び規則に設けられている。○　監事の監査については、計算関係書類の監査と事業報告等の監査のそれぞれについて、監査報告の内容を理事等に通知する監事（特定監事）を定めることができる（この監事を定めない場合は、全ての監事が通知を行うこととなる。規則第２条の28、第２条の34、第２条の37）。○　計算関係書類の監査については、会計監査人設置法人では、計算関係書類に係る会計監査人の会計監査報告があることを前提として監事の監査が行われるため、会計監査人設置法人と会計監査人非設置法人とで監査の内容は異なることとなる。○　会計監査人非設置法人の計算関係書類ついての監査報告の内容及び手続は、次のとおり定められている（規則第２条の27、第２条の28）。・　監査報告の内容は次のとおりである（規則第２条の27）。①　監事の監査の方法及びその内容②　計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見③　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由④　追記情報ⅰ　会計方針の変更ⅱ　重要な偶発事象ⅲ　重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項（規則第２条の27第２項）⑤　監査報告を作成した日・　特定監事（注１）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注２）に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第２条の28第１項）。①　計算書類の全部を受領した日から４週間を経過した日②　計算書類の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日③　特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）　　　（注１）計算関係書類についての監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう（規則第２条の28第５項）。　　　（注２）計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう（規則第２条の28第４項）。○　会計監査人設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続は、次のとおり定められている（規則第２条の31及び第２条の34）。・　監査報告の内容は次のとおりである（規則第２条の31）。　　①　監事の監査の方法及びその内容　　②　会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨）　　③　重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）　　④　会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項　　⑤　監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由　　⑥　監査報告を作成した日・　特定監事（注３）は、次に掲げる日のうちいずれか遅い日までに、特定理事（注４）及び会計監査人に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第２条の34第１項）。　　①　会計監査報告を受領した日から１週間を経過した日　　②　特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）　　（注３）計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう（規則第２条の32第５項）。　　（注４）計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう（規則第２条の32第４項）。○　事業報告等に係る監査については、次のとおり定められている。　・　監査報告等の内容は次のとおり規定されている（規則第２条の36）。　　①　監事の監査の方法及びその内容　　②　事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見　　③　当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実　　④　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由　　⑤　監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由　　⑥　監査報告を作成した日・　特定監事（注５）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注６）に対し、事業報告等についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第２条の37第１項）。　　①　事業報告を受領した日から４週間を経過した日②　事業報告の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日　　③　特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合）　　（注５）事業報告等の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めていない場合は全ての監事をいう（規則第２条の37第５項）。　　（注６）事業報告等の監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めていない場合は事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事をいう（規則第２条の37第４項）。○　指導監査を行うに当たっては、監事の監査報告について、必要な事項が記載されているか、作成等の手続が法令に定めるところによりなされているかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　監査報告に必要な記載事項が記載されていない場合　・　監事が期限までに特定理事（計算関係書類についての監査報告にあっては、会計監査人設置法人にあっては特定理事及び会計監査人）に監査報告の内容を通知していない場合＜確認書類＞　監査報告、監査報告の内容の通知　 |
|  |  | 法第45条の18第３項により準用される一般法人法第100条から第102条まで | ○　理事会への出席義務を履行しているか。 | ＜着眼点＞○　監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、毎年度の監査報告の作成の義務を負うとともに、次の義務を負う（法第45条の18第３項により準用される一般法人法第100条から第102条まで）。　①　理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。　②　理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと。　③　理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること。○　上記の①及び③は監査報告の記載内容であり、特に問題がなければ改めてこれを指導監査で確認する必要はなく、指導監査を行うに当たっては、上記の②の義務の履行のため、監事が理事会に出席をしているかについて確認する。なお、監事が理事会に出席し必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職務の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものであり、理事会においても監事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行うことが必要である。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする（所轄庁がやむを得ない事情があると認める場合を除く。）。　・　理事会に２回以上続けて欠席した監事がいる場合　・　監事の全員が欠席した理事会がある場合＜確認書類＞　理事会の議事録 |
| ６　理事会 |  |  |  |  |
| （１）審議状況 | １　理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。 | 法第45条の14第１項、同条第９項により準用される一般法人法第94条第１項、第２項 | ○　権限を有する者が招集しているか。○　各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。○　招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。 | ＜着眼点＞○　理事会は、各理事（理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事）が招集することとされている（法第45条の14第１項）。また、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その他の理事は招集権者である理事に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができ（同条第２項）、当該請求があった場合には、請求日から５日以内に、理事会の招集通知（請求日から２週間以内の日に理事会を開催するものである必要がある。）が発せられない場合には、その請求をした理事が理事会を招集することができる（同条第３項）。○　理事会を招集する者は、理事会の日の１週間前（これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間）までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければならない（法第45条の14第９項により準用される一般法人法第94条第１項）。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができる（法第45条の14第９項により準用される一般法人法第94条第２項）。　　なお、理事会の招集通知は、各監事（監事の全員）に対しても発出しなければならないことに留意する必要がある。○　指導監査を行うに当たっては、理事会を招集した理事（法第45条の14第３項により招集した理事を含む。）が開催通知を期限までに発出しているか、招集通知を省略している場合には、理事及び監事の全員の同意があるかを確認する。　　　なお、理事会の招集通知を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存の方法について、法令上の制限はないが、法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましい。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない場合　・　招集権を有さない者が理事会を招集している場合　・　招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない場合＜確認書類＞　理事会の招集通知、理事会の議事録、招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類 |
|  | ２　理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。 | 法第45条の14第４項、第５項 | ○　決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもってにより行われているか。○　決議が必要な事項について、決議が行われているか。○　決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。○　理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。○　書面による議決権の行使が行われていないか。 | ＜着眼点＞○　理事会の決議は、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われる必要がある（法第45条の14第４項、第５項）。法律上、決議に必要な出席者数（定足数）は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数であるが、定足数及び賛成数は定款の相対的記載事項であり、定款に過半数を超える割合を定めた場合には、その割合となる。なお、定款においては、特定の議案に関する決議について、過半数を超える割合とすることを定めることもできる。○　次の事項については、理事会の決議を要する。　・　評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定　・　理事長及び業務執行理事の選定及び解職　・　重要な役割を担う職員の選任及び解任　・　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止　・　内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）　・　競業及び利益相反取引の承認　・　計算書類及び事業報告等の承認　・　役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。）　・　その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）○　理事会の決議には、決議に特別の利害関係（注１）を有する理事が加わることができない（法第45条の14第５項）。理事会の決議に特別の利害関係を有している理事が加わっていないかについての確認は法人において行われる必要があり、その確認が行われているかについて指導監査で確認する。この確認は原則として議事録で行うものであるが、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めている場合は、個別の議案の議決の際に法人で改めてその確認を行う必要はなく、決議に利害関係を有する理事がいない場合には、議事録への記載も不要である。（注１）「特別の利害関係」とは、理事が、その決議について、法人に対する忠実義務（法第45条の16第１項）を履行することが困難と認められる利害関係を意味するものであり、「特別の利害関係」がある場合としては、理事の競業取引（注２）や利益相反取引（注３）の承認（法第45条の16第４項により準用される一般法人法第84条第１項）や理事の損害賠償責任の一部免除の決議（法第45条の20第５項により準用される一般法人法第114条第１項（法人の定款に規定がある場合に限る。））等の場合がある。　　　　（注２）理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと　（注３）理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと○　理事若しくは理事会が評議員を選任若しくは解任する旨の定款の定めは効力を有しないため（法第31条第５項）、指導監査を行うに当たっては、理事会による評議員の選任又は解任が行われていないかを確認する。なお、理事又は理事会が、定款若しくは評議員の選任に関する規程等に基づき、評議員候補者の推薦を行うことは可能である。○　平成28年改正法の施行前は、定款に定めることにより、欠席した理事の書面による議決権の行使（書面議決）が認められていたが、平成28年改正法の施行後は、理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこととされており、書面議決の方法によることはできなくなっている。書面による議決権の行使がなされた場合にはその取扱いを是正する必要があり、指導監査を行うに当たってはこの書面議決がなされていないかを確認する。　なお、定款に、理事会の議案について、理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することは認められているため、この定めがあるときは、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされる（法第45条の14第９項により準用される一般法人法第96条）。この場合には、理事会の決議が省略されたことが理事会議事録の記載事項となり（規則第２条の17第４項第１号）、理事の全員の意思表示を記す書面又は電磁的記録は、決議があったとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない（法第45条の15第１項）（指導監査における取扱いについては、６の（２）記録を参照）。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　成立した決議について、法令又は定款に定める定足数又は賛成数が不足していた場合　・　議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない場合　・　議案について特別な利害関係を有する理事が議決に加わっている場合　・　理事会で評議員の選任又は解任が行われている場合　・　欠席した理事が書面により議決権の行使をしたこととされている場合　・　理事会の決議を要する事項について決議が行われていない場合＜確認書類＞　定款、理事会議事録、理事の職務の執行に関する規程 |
|  | ３　理事への権限の委任は適切に行われているか。 | 法第45条の13第４項 | ○　理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。○　理事に委任される範囲が明確になっているか。 | ＜着眼点＞○　理事会の権限である法人の業務執行の決定（法第45条の13第２項第１号）を、理事長等に委任することはできるが、法人運営に関する重要な事項及び理事（特に理事長や業務執行理事）の職務の執行の監督に必要な事項（注１）等については、理事会で決定されなければならず、理事長等にその権限を委任することはできない（法第45条の13第４項）。また、理事へ権限を委任する際は、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を明確にすべきである。指導監査を行うに当たっては、理事に委任することができない事項が理事に委任されていないかを確認するとともに、理事に委任されている権限の内容が明確なものとなっているかを規程等や理事会の議事録により確認する。　なお、理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めるべきである。（注１）理事に委任することができない事項（第45条の13第４項各号）①重要な財産の処分及び譲受け、②多額の借財、③重要な役割を担う職員の選任及び解任、④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止、⑤内部管理体制の整備、⑥役員等の損害賠償責任の一部免除○　なお、理事に委任することができない上記事項のうち、①「重要」な財産、②「多額」の借財、③「重要な役割」を担う職員、④「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、理事に委任されている範囲を明確にするため、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定すべきである。そのため、指導監査を行うに当たっては、これらの内容（金額等）についての判断を行うものではなく、理事会の決定において、理事に委任される範囲が明確に定められているかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　理事に委任ができない事項が理事に委任されている場合　・　理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない場合＜確認書類＞　理事会議事録、理事に委任する事項を定める規程等 |
|  | ４　法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。 | 法第45条の16第３項 | ○　実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされているか。 | ＜着眼点＞○　理事長及び業務執行理事は、理事会（注１）において、３か月に１回以上職務の執行状況についての報告をする。なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に４か月を超える間隔で２回以上（注２）とすることができる（法第45条の16第３項）。　指導監査を行うに当たっては、理事長及び業務執行理事が法令又は定款の定めに基づき報告をしているかを確認する。　（注１）この報告は、実際に開催された理事会（決議の省略によらない理事会）において行わなければならない。　（注２）定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に４か月を超える間隔で２回以上」と定めた場合、同一の会計年度の中では理事会の間隔が４か月を超えている必要があるが、会計年度をまたいだ場合、前回理事会から４か月を超える間隔が空いていなくても差し支えない。例えば、定款の定めに基づき、理事会を毎会計年度６月と３月に開催している場合、３月の理事会と６月の理事会との間隔は４か月を超えるものではないが、会計年度をまたいでいるため、当該間隔が４か月を超えていなくても差し支えない。　なお、理事の理事会への報告事項については、理事及び監事の全員に当該事項を通知をしたときは、当該事項の理事会への報告を要しない（法第45条の14第３項により準用される一般法人法第98条第１項）。例えば、同条第１項の規定により報告を省略できるものとしては、競業又は利益相反取引をした理事の当該取引に関する報告（法第45条の16第４項により準用される一般法人法第92条第２項）がある。もっとも、上記の理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の定期的な報告については、この規定は適用されず（同条第２項）、必ず実際に開催された理事会において報告を行う必要がある。＜指摘基準＞理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、３か月に１回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に４か月を超える間隔で２回以上）職務執行に関する報告をしていない場合は、文書指摘によることとする。＜確認書類＞　定款、理事会の議事録 |
| （２）記録 | １　法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。 | 法第45条の14第６項、第７項、第45条の15第１項 | ○　法令で定めるところにより議事録が作成されているか。○　議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。○　議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。○　議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。 | ＜着眼点＞○　理事会は、法人の業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その決議の内容については、適切に記録される必要があるため、法令により議事録の内容及び作成手続が定められている。○　議事録の記載事項は、次のとおりである（規則第２条の17第３項）。①　理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。）②　理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨ⅰ　招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの（法第45条の14第２項）ⅱ　招集権者以外の理事が招集したもの（法第45条の14第３項）ⅲ　監事が招集を請求したことにより招集されたもの（法第45条の18第３項により準用される一般法人法第101条第２項）ⅳ　監事が招集したもの（法第45条の18第３項により準用される一般法人法第101条第３項）③　理事会の議事の経過の要領及びその結果　　なお、理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（法第45条の14第８項）ことから、議事録においては、決議に関する各理事の賛否について正確に記録される必要がある。④　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名⑤　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要ⅰ　競業又は利益相反取引を行った理事による報告（法第45条の16第４項により準用される一般法人法第92条第２項）ⅱ　理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告（法第45条の18第３項により準用される一般法人法第100条）ⅲ　理事会において、監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見（法第45条の18第３項により準用される一般法人法第101条第１項）⑥　理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合（法第45条の14第６項）の、理事長以外の出席した理事の氏名⑦　理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）⑧　議長の氏名（議長が存する場合）○　理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合（法第45条の14第９項により準用される一般法人法第96条）は、理事会において実際の決議があったものではないが、次の事項を議事録に記載する（規則第２条の17第４項第１号）。　①　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容　②　①の事項の提案をした理事の氏名　③　理事会の決議があったものとみなされた日　④　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名○　理事、監事及び会計監査人が、理事会への報告事項について報告を要しないこととされた場合（法第45条の14第９項により準用される一般法人法第98条第１項）は、理事会において実際に報告があったものではないが、次の事項を議事録に記載する（規則第２条の17第4項第２号）。　①　理事会への報告を要しないものとされた事項の内容　②　理事会への報告を要しないものとされた日　③　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名○　議事録については、その真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定が設けられている。法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要とされているが、議事録署名人の範囲は定款の相対的記載事項であり、定款に定めることにより、理事全員ではなく理事長のみの署名又は記名押印で足りることとなる（法第45条の14第６項）。なお、議事録は、書面又は電磁的記録により作成する（規則第２条の17第２項）が、電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印の代わりにを電子署名をすること（規則第２条の18第１項第１号、第２項）が必要である。○　理事会は、法人の業務執行の決定等の法人運営に関する重要な決定を行うものであり、評議員や債権者が閲覧等を行えるようにするため、議事録については、理事会の日から10年間、書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置く必要があり、また、理事会の議決を省略した場合（（１）の２参照）には、理事全員の同意の意思表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く必要がある（法第45条の15第１項）。○　指導監査を行うに当たっては、議事録に必要事項が記載及び議事録署名人の書名等があるか、議事録が主たる事務所に備え置かれているか、理事会の議決を省略した場合には理事全員の意思表示の書面又は電磁的記録が主たる事務所に備え置かれているかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　議事録に必要事項が記載されていない場合　・　議事録に議事録署名人の署名等がない場合　・　必要な議事録が主たる事務所に備え置かれていない場合　・　必要な理事全員の意思表示の書面又は電磁的記録が備え置かれていない場合＜確認書類＞　定款、議事録、理事全員の同意の意思表示を記した書類 |
| ７　会計監査人 |  |  |  |  |
|  | １　会計監査人は定款の定めにより設置されているか。 | 法第36条第２項、第37条、令第13条の３（参考）法第45条の６第３項 | ○　特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。○　会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。○　会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。 | ＜着眼点＞○　法人は定款の定めによって、会計監査人を設置することができる（法第36条第２項）。定款に会計監査人を設置することを定めた法人（会計監査人設置法人）は、会計監査人を設置しなければならない。○　法人の経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化の観点から、特定社会福祉法人（２「内部管理体制」参照）は会計監査人の設置が義務付けられており（法第37条）、定款に会計監査人の設置について定めなければならない。　また、設置義務がない法人も定款の定めにより会計監査人を設置することができ（法第36条第３項）、会計監査人の選任手続や職務内容等は設置義務の有無にかかわらず同一であることから、指導監査を行うに当たっては、特定社会福祉法人が定款に会計監査人の設置を定めているか、特定社会福祉法人を含めた定款に会計監査人の設置を定めた法人が会計監査人を設置しているかを確認する。○　会計監査人は、法人の計算書類及びその附属明細書（計算関係書類）の監査を通じ、財務会計面から法人の適正な運営を確保する役割を有している。そのため、会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた定款の員数が欠けた場合に、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない（法第45条の６第３項）。また、会計監査人は、いつでも会計帳簿の閲覧等や法人の理事又は職員に対して会計に関する報告を求めることができ（法第45条の19第３項）、その職務を行うために必要があるときは、法人の業務及び財産の状況を調査することができる（同条第４項）ように、決算時に計算関係書類の監査を行うだけでなく、会計年度を通じて、法人の計算関係書類の信頼性の確保のために必要な対応を行うものであることから、会計監査人設置法人は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく会計監査人を選任すべきである。　なお、会計監査人の設置義務がない法人であっても、定款に会計監査人を設置することを定めている場合は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく補充しなければならない。指導監査を行うに当たっては、会計監査人が欠けている場合に、会計監査人の補充のための検討や手続が進められているかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘とする。　・　特定社会福祉法人が会計監査人の設置を定款に定めていない場合　・　定款に会計監査人の設置を定めている法人が会計監査人を設置していない場合　・　会計監査人が欠けている場合に会計監査人の選任のための検討が進められていない場合＜確認書類＞　定款、会計監査人の選任に関して検討を行った理事会議事録等 |
|  | ２　法令に定めるところにより選任されているか。 | 法第43条第１項、同条第３項により準用される一般法人法第73条第１項 | ○　評議員会の決議により適切に選任等がされているか。 | ＜着眼点＞○　会計監査人の設置を定款に定めた法人は、会計監査人として、公認会計士又は監査法人を評議員会において選任する（法第43条第１項、法第45条の２第１項）。○　評議員会で会計監査人の選任を行う際は、理事会が特定の公認会計士又は監査法人を会計監査人候補者として、会計監査人の選任に関する議案を評議員会に提出することとなる。会計監査人候補者の選定を行うに当たっては、会計監査人が、中立・公正な立場から法人の会計監査を行うものであることから、その業務の性質上、入札により最低価格を提示したことのみを選定の基準とすることは適当ではなく、通常の契約ルールとは別に、複数の公認会計士等から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討の上、選任する等の方法をとることが適当である。　なお、会計監査人候補者の選定に当たっては、公認会計士法の規定により、計算書類の監査を行うことができない者（注１）は会計監査人となることができない（法第45条の２第３項）ことから、このような者でないかを確認する必要がある。　（注１）公認会計士法の規定により計算書類を行うことができない者には次の場合がある。　　・　公認会計士又はその配偶者が、当該法人の役員、これに準ずるもの若しくは財務に関する事務の責任ある担当者である、又は過去１年以内にこれらの者であった場合（公認会計士法第24条第１項第１号）　　・　税務顧問に就任している公認会計士又はその配偶者が、被監査法人から当該業務により継続的な報酬を受けている場合（公認会計士法第24条第１項第３号、同施行令第７条第１項第６号）○　評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しない（注２）ことに関する議案については、監事の過半数の同意を得なければならず（法第43条第３項により準用される一般法人法第73条第１項）、これらの議案を提出する際には上記の評議員会における会計監査人の選任の手続と同様の手続を経た上で、監事の過半数の同意を得ることが必要である。　（注２）会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条の３第１項）が、その定時評議員会において会計監査人を再任しないとする決議がなされなかったときは当該定時評議員会において再任されたものとみなされる（同条第２項）。そのため、会計監査人を再任しない場合には、会計監査人を再任しないことに関する議案を提出する必要がある。○　指導監査を行うに当たっては、会計監査人が評議員会において選任されているか、理事会による会計監査人候補者の選任は適切に行われているか、会計監査人として選任することができない者でないか、評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しないことに関する議案について監事の過半数の同意を得ているかを確認する。なお、会計監査人として選任することができない者でないかについては、法人（理事会）が候補者として選定する際に当該候補者に確認しているかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　会計監査人が評議員会の決議により選任されていない場合　・　理事会による会計監査人候補者の選任が適切に行われていない場合　・　理事会による会計監査人候補者の選定に当たって、候補者に対して、会計監査人に選任することができない者でないことを確認していない場合　・　評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない場合　＜確認書類＞　　　評議員会の議事録、理事会の議事録、監事の過半数の同意を証する書類（理事会の議事録に記載がない場合）、会計監査人候補者の選定に関する書類 |
|  | ３　法令に定めるところにより会計監査を行っているか。 | 法第45条の19第１項、第２項 | ○　省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。○　財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。 | ＜着眼点＞○　会計監査人は、法人の計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）（注）及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する（法第45条の19第１項、第２項）。（注）会計監査人が監査を行う対象は、法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書及びこれらに対応する附属明細書であり、本事項の記載する計算書類及び附属明細書はこれらのものを指す。・　会計監査報告の記載事項は次のとおりである（規則第２条の30）。　　①　会計監査人の監査の方法及びその内容　　②　監査意見（法人単位の計算書類及びそれらに対応する附属明細書が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見）　　　（ⅰ）無限定適正意見、（ⅱ）除外事項を付した限定付適正意見、（ⅲ）不適正意見、（ⅳ）意見不表明　　③　追記情報　　　（ⅰ）継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項、（ⅱ）会計方針の変更、（ⅲ）重要な偶発事象　　　（ⅳ）重要な後発事象　　④　会計監査報告を作成した日・　会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事（※１）及び特定理事（※２）に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない（規則第２条の32第１項）。　　①　計算書類の全部を受領した日から４週間を経過した日　　②　計算書類の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日　　③　特定理事、特定監事及び会計監査人が合意により定めた日（合意がある場合）　　　　（※１）会計監査報告の通知を受ける監事を定めたときはその監事、定めない場合は全ての監事（規則第２条の32第５項）。　　　（※２）会計監査報告の通知を受ける理事を定めたときはその理事、定めない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事（規則第２条の32第４項）。○　指導監査を行うに当たっては、会計監査人が会計監査報告を作成しているか、会計監査報告に必要な記載事項が記載されているか、会計監査人が期限までに特定監事及び特定理事に会計監査報告の内容を通知をしているかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　会計監査人が会計監査報告を作成していない場合　・　会計監査報告に必要な記載事項が記載されていない場合　・　会計監査人が期限までに特定監事及び特定理事に会計監査報告の内容を通知していない場合＜確認書類＞　会計監査報告、会計監査人が会計監査報告を特定監事及び特定理事に通知文書 |
| ８　評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬 |  |  |  | ○　評議員、役員（理事及び監事）の報酬等（注）については、法人の公益性を確保するとともに、法人の事業運営の透明性の向上を図るために情報公開を徹底する観点から、①　報酬等の額について、次の方法で定めるⅰ　評議員：定款で定めるⅱ　役員：定款で定める、又は、評議員会の決議により定める②　評議員、理事、監事の報酬等の支給基準を作成し、評議員会の承認を受け、公表する③　評議員、理事、監事の区分毎の報酬等の額の総額を公表する必要がある。（注）「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。また、評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるものである。また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれない。なお、①の報酬等の額の定めと②の報酬等の支給基準は、報酬等の有無にかかわらず、必ず両方を規定する必要があることに留意する必要がある。○　報酬等の支給基準については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない（法第45条の35第１項）。この報酬等の支給基準や支給額（水準）の妥当性については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものでないことを具体的に検討した上で基準を作成し評議員会の承認を受けること並びに支給基準及び報酬総額を公表することにより担保する仕組みとしているものである。指導監査を行うに当たっては、法人内においてこれらの仕組みが適正に機能しているかを確認する。○　報酬等の額や報酬等の支給基準を定めることとされていることは、評議員や役員に報酬等を支給しなければならないことを意味するものではなく、無報酬とすることも認められる。その場合には、報酬等の額や報酬等の支給基準を定めるときに無報酬である旨を定めることとなる。 |
| （１）報酬 | １　評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。 | 法第45条の８第４項により準用される一般法人法第196条 | ○　評議員の報酬等の額が定款で定められているか。 | ＜着眼点＞○　評議員の報酬等の額は定款に定められる（法第45条の８第４項により準用される一般法人法第196条）ことから、定款の規定を確認する。なお、無報酬とする場合には、その旨を定款で定める必要がある。また、評議員の報酬等の支給基準を定めるが、定款と別に支給基準を定め、評議員会の承認を得たことにより、定款の定めが不要とはなるわけではないことに留意する必要がある。○　評議員の報酬等の額に係る定款の規定は所轄庁の認可事項であり、定款に定められていないことは想定されないため、指導監査を行うに当たっては、（２）の報酬の支給基準や（３）の報酬の支給額との関係で確認するものであるが、定款に規定されていない場合は指摘を行う。＜指摘基準＞　評議員の報酬等の額が定款で定められていない場合には文書指摘によることとする。＜確認書類＞　定款 |
|  | ２　理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。 | 法第45条の16第４項により準用される一般法人法第89条 | ○　理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。 | ＜着眼点＞○　理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める（法第45条の16第４項により準用される一般法人法第89条）ことから、定款に理事の報酬等の額の定めがない場合には、評議員会の決議によって定められているかを確認する。なお、理事の報酬等について、定款にその額を定めていない場合であって、その報酬について無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。＜指摘基準＞理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない場合は、文書指摘によることとする。＜確認書類＞　定款、評議員会の議事録 |
|  | ３　監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。 | 法第45条の18第３項により準用される一般法人法第105条第１項、第２項 | ○　監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めているか。○　定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。 | ＜着眼点＞○　監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める（法第45条の18第３項により準用される一般法人法第105条第１項）ことから、定款に監事の報酬等の額の定めがない場合には、評議員会の決議によって定められているかを確認する。なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。○　定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議により定める（法第45条の18第３項により準用される一般法人法第105条第２項）。この監事の協議は全員一致の決定による必要があるため、監事の全員一致の決定により具体的な配分がなされているかを確認する。　　　なお、この場合の具体的な配分の協議については、手続や記録に関する規定はないが、報酬等は客観的根拠に基づいて支給されるべきものであり、法人又は監事において、監事の全員一致による決定が行われたこと及びその決定内容を記載・記録した書類を作成すべきである。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。・　定款に監事の報酬等の額が定められていない場合に、監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていない場合・　評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されている場合に、その具体的な配分が監事の全員一致の決定により定められていない場合＜確認書類＞　定款、評議員会の議事録、監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類 |
|  | ４　会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。 | 法第45条の19第６項により準用される一般法人法第110条 | ○　会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。 | ＜着眼点＞○　会計監査人の報酬等については、評議員や役員と異なり、法令上定款又は評議員会の決議で定めることとはされておらず、法人の業務執行に関するものとして、監事の過半数の同意を得て、理事会又は理事会から委任を受けた理事が定めることとなる（法第45条の19第６項により準用される一般法人法第110条）。指導監査を行うに当たっては、理事会等が会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ているかを確認する。　なお、理事会の議事録において、会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ている旨の記載があり、かつ、監事の議事録への署名又は記名押印により、監事の過半数の同意を得ていたことが確認できる場合には、議事録とは別に監事の過半数の同意を得たことを証する書類は必要ない。＜指摘基準＞　会計監査人の報酬等を定める場合に監事の過半数の同意を得ていない場合は、文書指摘によることとする。＜確認書類＞　理事会の議事録、監事の過半数の同意を得たことを証する書類 |
| （２）報酬等支給基準 | １　役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。 | 法第45条の35第１項、第２項、規則第２条の42 | ○　理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。 | ＜着眼点＞○　理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならず（法第45条の35第１項）、また、支給基準については、評議員会の承認を受けなければならない（同条第２項）。○　支給基準の内容については、次の事項を定める（施行規則第２条の42）。①　役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分　　　役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分としては、常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられる。②　報酬等の金額の算定方法報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられる（注１～注４）。（注１）評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規程は許容される。（注２）退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給基準を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。（注３）法人は、国等他団体の俸給表等を準用する場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置付け、支給基準と一体のものとして定めることとする。（注４）評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規程や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規程は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。　③　支給の方法　　支給の方法については、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月又は各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込か現金支給か）等が考えられる。④　支給の形態　支給の形態については、現金・現物の別等を記載する。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど、金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等である旨の記載は特段なくても差し支えない。なお、理事、監事及び役員の報酬等の支給基準については、定款や評議員会の決議で定めた報酬等の額と整合性を図る必要がある。○　役員等の報酬等の支給基準が「不当に高額」でないことについては、法人に説明責任がある。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることについて、どのような検討を行ったかを含め、具体的に説明できることが求められる。○　指導監査を行うに当たっては、理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されており、評議員会の承認を受けていること及び支給基準に規定すべき事項が定められていることを確認する。また、支給基準が「不当に高額」であるかどうかについては、所轄庁が「不当に高額」であるおそれがあると認める場合は、法人で支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して検討が行われたかを確認する（具体的な検討内容は問わない。）。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されていない場合　・　理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について評議員の承認を受けていない場合　・　理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない場合　・　理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない場合　・　支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていない場合＜確認する書類＞　理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準、評議員会の議事録 |
|  |  | 法第59条の２第１項第２号、規則第10条 | ○　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表しているか。 | ＜着眼点＞○　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられている（法第59条の２第１項第２号）。○　公表の方法については、インターネットの利用（原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページ）により行う（規則第10条第１項）。○　指導監査を行うに当たっては、報酬等の支給基準がインターネットの利用による公表がなされているかを確認する。＜指摘基準＞　理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されていない場合は、文書指摘によることとする。　なお、所轄庁が、法人が法人ホームページ等の利用により公表を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではなく、法人が適切にインターネットの利用による公表を行うことができるよう助言等の適切な支援を行うものとする。 |
| （３）報酬の支給 | １　役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。 | 法第45条の８第４項により準用される一般法人法第196条、法第45条の16第４項により準用される一般法人法第89条、法第45条の18第３項により準用される一般法人法第105条第１項、法第45条の35第１項、第２項、規則第２条の42 | ○　評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。○　役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。 | ＜着眼点＞○　評議員の報酬等については、（１）の定款で定められた額及び（２）の報酬等の支給基準に従って支給される必要がある。また、役員の報酬等については、（１）の定款又は評議員会の決議により定められた額及び（２）の報酬の支給基準に従って支給される必要がある。　指導監査を行うに当たっては、評議員及び役員の報酬が、定款等で定められた額及び報酬等の支給基準に反するものとなっていないかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えている場合　・支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない場合＜確認書類＞　定款、評議員会の議事録、報酬等の支給基準、報酬等の支払いの内容が確認できる書類 |
| （４）報酬等の総額の公表 | １　役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。 | 法第59条の２第１項第３号、規則第２条の41、第10条 | ○　理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。 | ＜着眼点＞○　法人運営の透明性を確保する観点から、役員及び評議員の報酬等については、理事、監事及び評議員の区分毎にその総額（注）を現況報告書に記載の上、公表する。　（注）理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表する。ただし、職員給与を受けている理事が１人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することとして差し支えない。○　公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされている（規則第10条第１項）が、規則第９条第３項に定める「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなす（規則第10条第２項）。○　指導監査においては、理事、監事及び評議員の区分毎にその報酬の総額がインターネットの利用による公表又は財務諸表等電子開示システムを利用した届出がなされているかを確認する。＜指摘基準＞　理事、監事及び評議員のそれぞれの報酬等がインターネットの利用により公表されておらず、かつ、財務諸表等電子開示システムを利用した届出がなされていない場合は、文書指摘によることとする。 |
| Ⅱ　事業 |  |  |  |  |
| １　事業一般 | １　定款に従って事業を実施しているか。 | 法第31条第１項 | ○　定款に定めている事業が実施されているか。○　定款に定めていない事業が実施されていないか。 | ＜着眼点＞○　法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項（注１）であり、法人の公益性を踏まえると、定款には行う事業を正確に定める必要があるため、法人が新たな種類の事業を開始する場合や既存の種類の事業を廃止する場合には、定款を変更する必要がある。なお、定款は法人の基本的事項を定めるものとして公表される（法第59条の２第１項第１号）。　（注１）定款の必要的記載事項（法第31条第１項）のうち、事業の種類に関するものは次のとおりである。　　　　　社会福祉事業の種類（第３号）（注２）、公益事業の種類（第11号）（注３）、収益事業の種類（第12号）（注４）　（注２）社会福祉事業の種類に係る定款の定めついては、法第２条第２項各号に規定する第１種社会福祉事業又は同条第３項各号に規定する第２種社会福祉事業のうちいずれの事業に該当するか（いずれの号に該当するかについても含む。）が明らかなものにしなければならない（定款例第１条参照）。なお、法第２条第２項各号又は第３項各号に規定する事業を実施する場合において、当該号に複数の事業が列挙して規定されている場合は、その中で実際に実施する事業のみを定款に定める（例：法第２条第２項第２号には「乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設」を経営する事業が規定されているが、法人が「乳児院」のみを経営する場合には、「乳児院」を経営する事業のみを定款に定める。）。また、当該定款の定めには個別の施設の名称を記載する必要はないが、定款の定めに個別の施設の名称を記載した場合には、施設の名称を変更する場合や同種の施設を新設する場合にも定款変更を行う必要がある。　（注３）公益事業の種類に係る定款の定めについては、事業の内容が理解できるよう具体的に記載するものとする。なお、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業の開始等については、必ずしも定款の変更を要しない（定款例第35条の備考一の注３）。　（注４）収益事業の種類に係る定款の定めについては、事業の内容が理解できるよう具体的に記載するものとする（定款例第35条の備考二）。○　指導監査を行うに当たっては、法人が定款に定める事業を実施しているか、定款に定めていない事業を実施していないかについて確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　定款に記載している事業を実施していない場合（休止中の事業であって、再開の見込みがある場合を除く）　・　定款に記載していない事業（定款に記載を要さない事業を除く）を実施している場合＜確認書類＞　定款、法人の事業内容が確認できる書類（事業報告等） |
|  | ２　「地域における公益的な取組」を実施しているか。 | 法第24条第２項 | ○　社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか。 | ＜着眼点＞○　法人は、社会福祉事業の主たる担い手として税制上の優遇措置を受ける公益性の高い法人であり、地域社会に積極的に貢献していくことが求められるところ、法人が社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない（「地域における公益的な取組」を実施する責務。法第24条第２項）。○　「地域における公益的な取組」（以下「地域公益取組」という。）は、次の全ての要件を満たしている必要がある。なお、法第55条の２第４項第２号に規定する「地域公益事業」に社会福祉事業は含まれないが、地域公益取組には、社会福祉事業が含まれ得る。　①　「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であること社会福祉事業は社会福祉を目的とする事業であり、また、社会福祉法における公益事業は社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業であることから、当該事業のうち社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される事業又は取組（注）が該当する。（注）継続性がない（事業性がない）もの②　「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」とは、心身の状況や家族環境等の他、経済的な理由により支援を要する者が該当する。③　「無料又は低額な料金」で提供される福祉サービスであること「無料又は低額な料金」で提供されるサービスとは、法人の直接的な費用負担が発生する事業又は取組を行う場合に、その費用を下回る料金を徴収して実施するもの、又は料金を徴収せずに実施する事業等が該当する。そのため、公的な委託費や補助金等により事業費全額の費用負担がなされる場合や無料低額診療事業のように事業自体が無料又は低額で行うことが前提とされているものは該当しない。なお、「法人の直接的な費用負担が発生する」場合には、他の業務に従事している職員が勤務時間内に従事する場合や法人本部や施設の空きスペースを利用して行う場合など、法人の新たな費用負担を伴わない場合も含むものである。○　指導監査を行うに当たっては、法人が地域公益取組を実施しているか、法人が地域公益取組を実施していない場合は実施することに努めているかについて確認する。もっとも、地域公益取組は、法人がその経営実態に応じて地域の福祉ニーズに対応して行うものであることから、これに対する所轄庁の指導は、法人が自主的に行うことを促す観点からなされるべきであって、法人に対して特定の事業の実施を強制するなど、法人の自主性を阻害するようなものであってはならず、法第61条第１項第１号及び第２号（事業経営の準則）を遵守しなければならないことに留意する必要がある。また、法人が地域公益取組であると認識している事業又は取組が、地域公益取組に該当しない場合であっても、所轄庁は、そのことのみをもって、当該法人の行う事業又は取組の中止を求める指導を行ってはならない。＜指摘基準＞法人が地域公益取組を実施していない場合は、地域公益取組を実施できない理由を明らかにするか、地域公益取組の実施を検討するよう助言を行うこととする。＜確認書類＞　地域公益取組の内容が確認できる書類（事業報告、現況報告書等） |
| ２　社会福祉事業 |  |  |  |  |
|  | １　社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。 | 法第22条、第26条第１項、審査基準第１の１の（１） | ○　当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。○　社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない使途に充てていないか。 | ＜着眼点＞○　法人は、社会福祉事業（注１）を行うことを目的として設立されるものであることから（法第22条）、社会福祉事業が法人の行う事業のうちの主たる地位を占めることが必要である（審査基準第１の１の（１））。この「主たる地位を占める」こととは、事業規模が法人の全事業のうち50%を超えていることをいうものと解される。事業規模の判断については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であることから、事業活動内訳表（会計省令第７条第１項第２号ロ（２））における事業活動費用の比率により判断することとする。ただし、所轄庁がその他の客観的指標により社会福祉事業が法人の行う事業のうちの「主たる地位を占める」と認める場合はこの限りではない。　（注１）社会福祉事業は法第２条第２項各号に規定する第１種社会福祉事業及び同条第３項各号に規定する第２種社会福祉事業を指す。共同募金会が行う共同募金事業は第１種社会福祉事業に当たり（法第113条第１項）、また、地方公共団体が設置した施設の経営の委託を受けその施設を経営する事業も、公益事業ではなく社会福祉事業に当たる（審査要領第１の１の（４））。○　法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであるため、法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、公益事業又は収益事業を行うことができる（法第26条第１項）。公益事業及び収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にあり（審査要領第１の２の（４）、３の（５））、原則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできないものと解される。　　もっとも、各福祉サービスに関する収入については、通知の定めにより、法人本部への繰入れや他の社会福祉事業又は公益事業への充当が一定の範囲で認められる（注）。　（注）各制度の取扱いについては、次の通知及びこれらの通知の関連通知を参照。・　「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年３月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）・　「子ども・子育て支援法附則第６条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年９月３日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）・　「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年３月10日付け老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知）・　「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）○　指導監査を行うに当たっては、社会福祉事業の規模が法人の全事業のうち50%を上回っているか、社会福祉事業の収入を法令・通知上認められていない使途に充てていないかについて確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　社会福祉事業の規模が法人の全事業のうち50%以下である場合（法人の社会福祉事業が「主たる地位を占める」ものと所轄庁が認める場合を除く。）　・　社会福祉事業の収入を認められない使途に充てている場合＜確認書類＞　計算書類及びその附属明細書 |
|  | ２　社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。 | 法第25条、審査基準第２の１、２の（１）、審査要領第２の（３）、（４）、（６）、（７） | ○　社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。 | ＜着眼点＞○　法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならない（法第25条）。そのため、原則として、法人は、社会福祉事業を行うために直接必要である全ての物件について、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている（注１）ことを要する（審査基準第２の１の（１）前段）。もっとも、特定の事業（注２）については、一定金額以上の資産を有すること等を条件に、物件の全部又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められている。　（注１）所有権の登記及び使用許可については、Ⅲ「管理」の２において確認する。（注２）特定の事業に係る特例１　地域活動支援センターを設置する場合法人が1000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない（審査基準第２の１の（２）のイ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年３月30日付け社援発0330第５号厚生労働省社会・援護局長通知））。２　国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合法人が1000万円以上に相当する資産（現金、預金又は確実な有価証券に限る。）を有する等の要件を満たす場合には、当該特別養護老人ホームの用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない（審査基準第２の１の（２）のキ、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年７月27日付け社援発0727第１号・老発0727第１号厚生労働省社会・援護局長及び老健局長連名通知）。○　全ての社会福祉施設の用に供する不動産について国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている法人は、1000万円（平成12年11月30日以前に設立された法人の場合には、100万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならない（審査基準第２の２の（１）のイ但書）。○　社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、社会福祉施設を経営する法人に比し、設立後の収入に安定性を欠くものと考えられるため、設立時にその後の事業継続を可能とする財政基盤を有する必要があり、原則として１億円以上の資産を基本財産として有していなければならない。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができる（審査基準第２の２の（１）のウ）。○　次の事業の経営を目的として法人を設立する場合については、一定期間の事業実績等を有すること等の要件を満たす場合には、1000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすることで足りる（「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年９月８日付け障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年８月30日付け社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長及び老健局長連名通知）、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年５月８日付け社援発第0508002号厚生労働省社会・援護局長通知））。　・　居宅介護等事業（母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係るものに限る。））　・　共同生活援助事業等（認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス（共同生活援助に係るものに限る。））　・　介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業　○　社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあっては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならない。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えない。○　以上の資産は、法人の設立の時のみならず、法人が存続する限り有していなければならないものであり、指導監査を行うに当たっては、法人が行う事業に応じて必要な資産を有しているかを確認する。＜指摘基準＞　法人が社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていない場合には文書指摘によることとする。＜確認書類＞　定款、貸借対照表、財産目録、登記簿謄本 |
| ３　公益事業 |  |  |  |  |
|   | １　社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。 | 法第26条第１項 | ○　社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。○　公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。○　公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。 | ＜着眼点＞○　法人は、その社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を行うことができる（法第26条第１項）。公益事業とは、社会福祉事業以外の事業であって、当該事業を行うことが公益法人の設立目的となりうる事業をいうと解されるが、法人が行うものである以上、社会福祉と関連がない事業は該当しないものと解すべきである。そのため、公益事業は、社会福祉と関係があり、公益性があるものである必要がある（注１）。　（注１）次に掲げる事業（社会福祉事業であるものを除く。）が公益事業の例であるが（審査基準第１の２の（２）、審査要領第１の２）、これらに限られるものではないことに留意する必要がある。・　必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業・　必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業・　入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業・　日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業・　入所施設からの退院・退所を支援する事業・　子育て支援に関する事業・　福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業・　ボランティアの育成に関する事業・　社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）・　社会福祉に関する調査研究等・　法第２条第４項第４号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件（注２）を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）・　介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業・　有料老人ホームを経営する事業・　社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業・　公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業（なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でない。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものである。）　（注２）法２条第２項各号及び第３項第１号から第９号までに規定する事業であって、常時保護を受ける者を入所させてその保護を行うものにあっては５人、その他のものにあっては20人（ただし、認定こども園における幼保連携施設を構成する保育所を経営する事業並びに障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち、就労継続支援Ａ型及び離島等の地域で将来的に利用者の確保の見込みがないと見込まれると都道府県知事が認めた生活介護、自立訓練、就労移行支援Ｂ型を提供する事業所については10人）に満たないもの（令第１条、規則第１条）○　指導監査を行うに当たっては、公益事業と社会福祉との関連性や、当該事業の公益性について判断するため、当該事業の対象者に福祉的な支援の必要な者が含まれているか、社会福祉の増進に資するもの（福祉人材の育成、事業者や従事者への支援等）であるか、収益を上げることを目的とするものでないか等を確認する。なお、公益事業は、所轄庁が社会福祉事業との関連性や公益性を確認した上で、定款の認可を受けて実施するものであるから、指導監査を行うに当たっては、認可に当たって確認した事業内容に変更がないかを確認する。○　公益事業については、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない（法第26条第２項）。この「特別の会計として経理」することとは、公益事業に係る事業区分を設定し、社会福祉事業や収益事業と区分して会計処理をする（会計省令第７条第２項第１号）（注３）ことをいう。　（注３）会計処理については、Ⅲ「管理」の３「会計管理」において確認する。○　法人が社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととなってはならない。すなわち、公益事業は社会福祉事業に対して従たる地位になければならず、原則として、その事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはならない。事業規模については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、社会福祉事業が主たる地位を占めているかの判断と同様に事業活動内訳表（会計省令第２号第２様式等）における事業活動費用の比率により判断すべきものであるが、特定の会計年度において、公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が当該会計年度における特別な事情によるものであって、恒常的に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合にはこの限りではない。また、公益事業に欠損金が生じている場合には、そのことにより社会福祉事業に支障を来すことがないよう、法人において、欠損金が生じた原因の分析や必要に応じて事業の経営の改善のための検討や具体的な措置が行われる必要がある。ただし、公益事業のうち、所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画に基づき行うもの（法第55条の２第４項第２号に規定する地域公益事業を含む。）については、法人の社会福祉充実残額を財源として計画に基づいて事業を行うものであるから、社会福祉充実計画の変更の承認が必要となる場合以外は、この限りではない。　　なお、所轄庁は、公益事業の継続が当該法人の社会福祉事業に支障がある場合には、その事業の停止を命ずることができる（法第57条第３号）。○　指導監査を行うに当たっては、公益事業の経営により社会福祉事業に支障を来していないかについて、公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか、また、公益事業に欠損金が生じている場合にあっては、必要な検討や措置が行われているかを確認する。なお、社会福祉事業への支障があるため、法に基づき公益事業の停止を命ずる場合には、公益事業の今後の見通しや法人の財務状況を総合的に勘案した上で事業の停止が必要であるかの判断を行う必要がある。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　事業に社会福祉との関連性又は公益性がない場合　・　公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合（所轄庁が認める場合を除く）　・　事業に欠損金がある場合に、当該事業の経営の改善のための検討等を行っていない場合＜確認書類＞計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」）、事業報告、理事会及び評議員会の議事録 |
| ４　収益事業 |  |  |  |  |
|  | １　法に基づき適正に実施されているか。 | 法第26条 | ○　社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益がに充てられているか。○　収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。 | ＜着眼点＞○　法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、収益を社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事業（以下「特定公益事業」という。注１）の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができる（法第26条第１項）。なお、法人が収益事業を実施する場合には、この目的を明らかにするため、定款において、その旨を定めるべきである（定款例第35条の備考二の「収益の処分」の条参照）。　（注１）特定公益事業（令第13条）①　法第２条第４項第４号に掲げる事業（事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）②　介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業又は介護予防支援事業（社会福祉事業であるものを除く。）③　介護老人保健施設を経営する事業④　社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士養成施設又は介護福祉士養成施設等を経営する事業⑤　精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士養成施設を経営する事業⑥　児童福祉法に規定する指定保育士養成施設を経営する事業⑦　社会福祉事業と密接な関連を有する事業であって、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとして、所轄庁が認めるもの（平成14年厚生労働省告示第283号）○　収益事業については、公益事業と同様に、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない（法第26条第２項）。この「特別の会計として経理」することとは、公益事業と同様に、社会福祉法人会計基準の規定に基づき、収益事業に関する事業区分を設定し、社会福祉事業及び公益事業と区分して会計処理をする（会計省令第７条第２項第１号）ことをいう（注２）。　（注２）会計処理については、Ⅲの３「会計管理」において確認する。○　収益事業は、その収益を社会福祉事業又は特定公益事業（以下「社会福祉事業等」という。）に充てることを目的として行うものであり、収益がある場合にその収益を社会福祉事業等に充てていない場合や、収益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来す場合には、収益事業を行う目的に反することとなり、この場合、所轄庁は、その収益事業の停止を命ずることができる（法第57条第２号、第３号）。○　指導監査を行うに当たっては、収益事業の収益が社会福祉事業等に充てられているかについて、会計省令に基づき作成される「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」（運用上の取扱い別紙３（④））によりその確認を行う。収益事業から収益が生じていないこと等を理由として、収益を社会福祉事業等に充てることが行われていない場合には、収益事業の経営の改善のための組織的な検討や具体的な措置が行われているかを確認する。なお、社会福祉事業の経営に支障があるため、法に基づく収益事業の停止を命ずる場合については、当該収益事業の今後の見通しや法人の財務状況を総合的に勘案した上で、当該収益事業の停止が必要であるかの判断を行う必要がある。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。・　収益事業の収益が社会福祉事業等以外に充てられている場合（当該収益事業の事業の継続に必要な費用に充てる場合を除く。）・　収益事業の収益がなく、その収益を社会福祉事業等に充てられていない場合に、当該収益事業の経営の改善のための組織的な検討等を行っていない場合＜確認書類＞　計算書類及びその附属明細書（特に「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」）、事業報告、理事会及び評議員会の議事録 |
|  | ２　法人が行う事業として法令上認められるものであるか。 | 審査基準第１の３の（２）、（５）、審査要領第１の３の（２）、（３） | ○　事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。○　法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。○　当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。 | ＜着眼点＞○　法人は社会福祉事業を行うことを目的とするものであることから、その経営する収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にある必要があり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を経営することは認められない。事業規模については、社会福祉事業が主たる地位を占めるかどうかを判断する際と同様に、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、事業活動内訳表（会計省令第２号第２様式等）における事業活動費用の比率により判断すべきものである。特定の会計年度において、収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が、当該会計年度における特別な事情により超えてしまったものであり、恒常的に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合には、この限りではない。○　実施する収益事業の種類について、法令上制限はないが、公益性の高い法人として、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの（注２）又は投機的なものは適当でない（審査基準第１の３の（２））。また、当該事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるもの（注３）でないことが必要である。　（注２）次のような事業は、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるため、行うことができない（審査要領第１の３の（２））。　　　　①　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にいう風俗営業及び風俗関連事業　　　　②　高利な融資事業　　　　③　①又は②の事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業　（注３）次のような場合は、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがある（審査要領第１の３の（３））。　　　　①　社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合　　　　②　社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合○　指導監査を行うに当たっては、収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか、収益事業の内容が法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものとなっていないか、当該事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものとなっていないかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合（所轄庁が特別な事情があると認める場合を除く）　・　収益事業の内容が法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものである場合・　収益事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものである場合＜確認書類＞　計算書類、収益事業の事業内容が確認できる書類（事業報告等） |
| Ⅲ　管理 |  |  |  |  |
| １　人事管理 |  |  |  |  |
|  | １　法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。 | 法第45条の13第４項第５号 | ○　重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。○　職員の任免は適正な手続により行われているか。 | ＜着眼点＞○　職員の任免は、理事会で定める規程あるいは個別の決議により、その決定を理事長等に委ねることができるが、施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから、その決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定される必要がある（法第45条の13第４項第３号）。この「重要な役割を担う職員」の範囲については、定款又はその他の規程等において明確に定めておくべきである（Ⅰの６「理事会」の３参照）。また、職員の任免の方法については、その手続等について規程等で明確に定めておくべきである。○　指導監査を行うに当たっては、「重要な役割を担う職員」の範囲が定款等に明確に定められ、その選任及び解任は理事会の決議を経た上で行われているか、職員の任免が法人の規程等に基づき適切に行われているかを確認する。なお、当該指導監査における確認については、「重要な役割を担う職員」に関して必ず行い、その他の職員に関しては必要に応じて行うものとする。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　「重要な役割を担う職員」として定められている職員の任免について、理事会の決議を経ずに行われている場合　・　職員の任免が法人の規程等に定める手続により行われていない場合＜確認書類＞　理事会の議事録、職員の任免に関する規程、辞令又は職員の任免について確認できる書類 |
| ２　資産管理 |  |  |  | ○　法人の資産は、基本財産、その他財産（注）、公益事業用財産及び収益事業用財産に区分することとしている（審査基準第２の２）。　　（注）「その他財産」は、平成28年11月11日付け改正前の審査基準において定められていた「運用財産」の名称が、その内容にそぐわないことから、名称の変更を行ったものである。○　基本財産は、法人の存立の基礎となるものであり、社会福祉事業を行うための施設の用に供する不動産や、不動産を保有しない法人における事業継続のための財政基礎として保有する資産が該当し、これを定款に基本財産として定めた上で、厳格な管理を行う必要がある。○　法人が公益事業又は収益事業を行う場合は、原則として、事業の用に供する資産を、それぞれ公益事業用財産又は収益事業用財産として他の財産と明確に区分して管理する必要がある。○　その他財産とは、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産をいう。 |
| （１）基本財産 | １　基本財産の管理運用が適切になされているか。 | 法第25条、審査基準第２の３の（１） | ○　法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。○　所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。○　基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。 | ＜着眼点＞○　法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、原則として、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、その権利の保全のために登記をしていること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要である。なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域等における施設や、第２種社会福祉事業の用に供する不動産については、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記（注１）しなければならない（審査基準第２の１の（１））。（注１）国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合に、地上権等の登記を要さないとされている場合は次のとおり。・　「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年９月８日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）に定める要件を満たす場合・　「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年５月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知）に定める要件を満たす場合○　社会福祉施設を経営する事業を目的として定款に定めている法人にとって、その所有する社会福祉施設の用に供する不動産は、当該事業の実施のために必要不可欠なものであり、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産として、その全ての物件について定款に定めるとともに、その処分又は担保提供（注）を行う際には、所轄庁の承認を受けることを定款に明記しておくが必要がある（審査基準第２の（１）のア、イ）。　（注）独立行政法人福祉医療機構（独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）に規定するものをいう。）に対して基本財産を担保に供する場合及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）に、当該基本財産について所轄庁の承認を不要とする旨を定款に定めた場合は、所轄庁の承認が不要となる（定款例第29条参照）。○　基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、適当ではない（審査基準第２の３の（１））。ただし、所轄庁が法人の規模や財務状況を踏まえ、当該管理運用方法について、安全、確実な方法によることに準ずるものと認める場合及び法人が法令、定款等に定めるところにより、社会福祉事業としての貸付を行う場合はこの限りではない。①　価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）②　客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）③　減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）④　回収が困難になるおそれのある方法（融資）○　指導監査を行うに当たっては、法人の基本財産である不動産の登記が適正になされているか、基本財産の処分等について定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けているか、国又は地方公共団体が所有する不動産を社会福祉事業の用に供している場合にその使用許可を受けているか、社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借している場合に地上権又は賃借権の登記がなされているか、社会福祉施設の用に供する不動産以外の基本財産の管理運用が安全、確実な方法で行われているかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　基本財産である不動産の登記が適正になされていない場合　・　国又は地方公共団体の所有する不動産を社会福祉事業に供している場合に、その使用許可を受けていない場合　・　社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借している場合に、地上権又は賃借権の登記が適正になされていない場合　・　基本財産の処分等について定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていない場合　・　社会福祉事業の用に供する不動産以外の基本財産の管理運用が安全、確実な方法で行われていない場合＜確認書類＞　定款、財産目録、登記簿謄本、国又は地方公共団体の使用許可があることを確認できる書類、基本財産の処分等に関する決定を行った理事会議事録、評議員会議事録 |
| （２）基本財産以外の財産 | １　基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。 | 審査基準第２の３の（２） | ○　基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか。○　その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。 | ＜着眼点＞○　法人の基本財産については、法人存立の基礎となるものとして厳格な管理が求められるが、基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっても、法人の高い公益性、非営利性に鑑みると法人の裁量が無限定に認められるものと解すべきではなく、安全、確実な方法で行われることが望ましい（審査基準第２の３の（２））。「安全、確実な方法」であることについては、基本財産に対する場合と同等の厳格な管理を求めるものではないが、理事長等の業務を執行する理事の独断による管理運用がなされたことによって法人の財産が大きく毀損する等のことがないようにするため、元本が確実に回収できるもの以外での管理運用を行う場合には、理事会において管理運用についての基準や手続を定めること等により法人内での事前又は事後のチェック機能が働くよう管理運用体制（法人の財産全体の管理運用体制に包含されるもので差し支えない）を整備すべきものである。なお、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められるが、一定の制約がある（注）。　（注）株式等の取扱いについては、Ⅲの２の（３）「株式保有」を参照。○　その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものは、その財産が欠けることにより法人の目的である社会福祉事業の継続に支障を来すこととなるため、当該財産の管理が適正にされ、その処分がみだりに行われてはならない（審査基準第２の２の（２）のイ）。また、社会福祉事業の存続要件となっている財産の管理や処分について、法人において、管理運用体制（法人の財産全体の管理運用体制に包含されるものでも差し支えない。）の整備を図るべきである。○　指導監査を行うに当たっては、基本財産以外の財産の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか、すなわち、元本が確実に回収できるもの以外の方法での管理運用を行う場合には、管理運用体制が整備されているか、その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となるものの管理運用体制が整備されているかを確認する。また、法人の基本財産以外の財産が大きく毀損していないか、社会福祉事業の存続要件となる財産が欠けていないかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　法人の基本財産以外の財産が大きく毀損した場合であって、法人における当該財産の管理運用体制が整備されていない場合又は管理運用に関する規程等が遵守されていない場合・　社会福祉事業の存続要件となっている財産に関する管理運用体制が整備されていない場合又は管理運用に関する規程等が遵守されていない場合　なお、上記基準のように法人の財産が大きく毀損していない場合であっても、管理運用体制が整備されていない場合は、その整備を求めることとする（口頭指摘）。＜確認書類＞　資産の管理運用に関する規程、理事会議事録、計算関係書類 |
| （３）株式保有 | １　株式の保有は適切になされているか。 | 審査基準第２の３の（２）、審査要領第２の（８）から（11）まで | ○　株式の保有が法令上認められるものであるか。○　株式保有等を行っている場合（全株式の20％以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。 | ＜着眼点＞○　株式の保有は、原則として、次に掲げる①～③の場合に限られるが（注）、保有が認められる場合であっても、法人の非営利性の担保の観点から、法人が営利企業を実質的に支配することがないよう、営利企業の全株式の２分の１を超えて保有してはならない（審査基準第２の３の（２）、審査要領第２の（８）､（10））。①　基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。②　基本財産として寄附された場合（設立後に寄附されたものも含む。）③　未公開株のうち次の要件を満たすもの　　・　社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること　・　法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること　　・　未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること　（注）次の通知の対象となる社会福祉施設の運営費や委託費の管理運用においては、株式投資が認められていないことに留意すること。・　「社会福祉施設が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年３月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）・　「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年９月３日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）○　基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人の適切な運営の観点から、所轄庁は、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要な指導等を行う。この確認や指導の実施のため、法人が株式保有等を行っている場合であって、特定の営利企業の全株式の20％以上を保有している場合については、法人は、法第45条の34の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次に定める事項を記載した書類を提出する必要がある（審査要領第２の（９）から（11）まで）。①　名称②　事務所の所在地③　資本金等④　事業内容⑤　役員の数及び代表者の氏名⑥　従業員の数⑦　当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合⑧　保有する理由⑨　当該株式等の入手日⑩　当該社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等）○　指導監査を行うに当たっては、株式保有が認められるものであるか、株式保有が認められる場合であっても特定の企業の株式を全株式の２分の１を超えて有していないか、所轄庁に定められた書類を提出していない全株式の20%以上を保有している営利企業がないかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　保有が認められない株式を保有している場合　・　所轄庁に必要書類を提出していない場合＜確認書類＞　株式の保有及び取引の状況を確認できる書類 |
| （４）不動産の借用 | １　不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。 |  | ○　社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。○　社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。 | ＜着眼点＞○　法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが求められる。なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない（審査基準第２の１の（１））。また、一定の要件を満たすことにより、都市部等の地域以外においても、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められているが、この場合も、一定期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合（注）は、地上権又は賃借権の登記を要さない場合がある。（注）社会福祉事業の用に供する不動産を国若しくは地方公共団体以外の者から借用している場合に、地上権若しくは賃借権の登記を要さないとものは次のとおり。なお、これらの場合には、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源等が確保され、また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていなければならない。①　既設法人が通所施設を設置する場合・　既設法人（第１種社会福祉事業（法第２条第２項第２号から第４号に掲げるものに限る。）又は第2種社会福祉事業のうち、保育所若しくは障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行うものに限る。）が次に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない（審査基準第２の１の（２）のエ及びキ、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年９月８日付け障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）。ⅰ　障害児通所支援事業所ⅱ　情緒障害児短期治療施設（通所部に限る。）又は児童自立支援施設（通所部に限る。）ⅲ　障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）ⅳ　保育所又は児童家庭支援センターⅴ　母子福祉施設ⅵ　老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センターⅶ　身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設ⅷ　地域活動支援センターⅸ　幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限る。）を行う施設・　なお、この場合には、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。ⅰ　建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合ⅱ　貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の信用力の高い主体である場合②　既設法人以外の法人が保育所を設置する場合国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められる範囲が都市部以外等地域であって緊急に保育所の整備が求められる地域に拡大されている（審査基準第２の１の（２）のオ、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知）。なお、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。○　指導監査を行うに当たっは、社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合に国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか、社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合にその事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合に、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていない場合　・　社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされていない場合（登記が不要な場合を除く。）＜確認書類＞　登記簿謄本、国又は地方公共団体の使用許可があること又は国又は地方公共団体が借用を認めていることを証する書類（賃貸借契約書等）、法人が行う事業・施設が確認できる書類 |
| ３　会計管理 |  |  |  | ○　３「会計管理」に関する事項の確認については、会計監査（会計監査人による監査に準ずる監査を含む。）及び専門家の支援を受けている法人は、監査や支援の趣旨は所轄庁の監査と異なるが、会計管理の部分についての監査・確認が重複していること、会計監査等により法人の財務会計に関する事務の適正性が確保されていると判断することが可能であることから、実施要綱の４「指導監査事項の省略等」の（１）及び（２）に該当する場合は省略できる。 |
| （１）予算 | １　収支予算は、適正に編成、執行されているか。 | 留意事項２の（１）、（２） | ○　資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続により編成されているか。 | ＜着眼点＞○　法人は、毎年度、全ての収入及び支出について予算を編成し、資金収支予算書を作成した上で、その予算に基づいて事業活動を行うものである。また、資金収支予算書は、事業計画をもとに、各拠点区分ごとに資金収支計算書の勘定科目に準拠して作成する（留意事項２の（１）、（２））。○　資金収支予算書の作成に関する手続きは法定されていないが、収入支出予算の編成は法人の運営に関する重要事項であり、定款において、その作成及び承認に関して定めておくべきである（注）。（注）定款例第31条第１項では、予算は理事長が作成し、（例１）理事会の承認（例２）理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならないとしている。※　定款において、予算を評議員会の承認事項とすることは、租税特別措置法第40条の適用を受ける場合の要件とされているため、同条の適用を受けようとする法人は、例２の規定とする必要がある。○　指導監査を行うに当たっては、定款等に定める手続により資金収支予算書が作成されているかを確認する。＜指摘基準＞　資金収支予算書が定款等に定める手続により作成されていない場合は、文書指摘とする。＜確認書類＞資金収支予算書、定款、理事会議事録、評議員会議事録　 |
|  |  | 留意事項２の（２） | ○　予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定める手続を経ているか。 | ＜着眼点＞○　法人は、予算の執行に当たって、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない（留意事項２の（２））。○　理事長等法人の業務執行を行う理事は、予算の執行に当たっては、定款や経理規程に基づいて決定・承認された範囲内で権限及び責任を有するものであり、理事長等の権限及び責任の範囲について明確にするため、当初予算を変更し、補正予算を編成する場合の手続については、法人の定款（注）、経理規程等において、定めておくべきものである。また、補正予算を編成することを要しない軽微な乖離の範囲についても、規程や予算等において定めておく、又は、支出総額が予算より増加する場合や収入が予算より減少する場合であって予算どおりに支出を行うと欠損が生じる場合等予算と乖離が生じている場合には、理事長等予算の執行を担当する理事が理事会で説明を行い承認を受ける等の対応を行うことが適当である。（注）定款例第31条第１項は、予算の変更は作成と同様の手続を経ることとしている。○　指導監査を行うに当たっては、予算に軽微な範囲とはいえない乖離がある場合に補正予算が定款等に定める手続に従って編成されているかを確認する。なお、予算に軽微な範囲とはいえない乖離があるかについては、上記のとおり規程や予算における基準がある場合にはそれに従っているか、基準が定められていない場合にあっては、理事会において説明等がなされているか、法人の事業規模から見て明らかに軽微とはいえない乖離がないかを確認する。＜指摘の基準＞　次の場合は文書指摘によることととする。　・　補正予算の編成が必要と認められる軽微な範囲とは言えない乖離について、補正予算が編成されていない場合　・　補正予算の編成について、定款に定める手続きが行われていない場合＜確認書類＞資金収支予算書、資金収支計算書、定款、理事会議事録、評議員会議事録　 |
| （２）規程・体制 | １　経理規程を制定しているか。 | 留意事項１の（４） | ○　定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか。○　経理規程が遵守されているか。 | ＜着眼点＞○　法人は、会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。○　経理規程においては、法令等及び定款に定めるもの（注１）の他、法人が会計処理を行うために必要な事項（予算・決算の手続、会計帳簿の整備、会計処理の体制及び手続、資産及び負債の管理や評価、契約に関する事項等）について定めるものであり、法人における会計面の業務執行に関する基本的な取扱いを定めるものとして、法人の定款（注２）において、経理規程を定める旨及びその策定に関する手続等について定めておくべきものである。また、経理規程に定める事務処理を行うために必要な細則等を定めるとともに、経理規程やその細則等を遵守することが求められる。　（注１）経理規程を定めるに当たって関係する法令又は通知には、会計省令、運用上の取扱い、留意事項等の他、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年３月29日付け雇児総発0329第１号・社援基発0329第１号・障企発0329第１号・老高発0329第３号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局福祉基盤課長・社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知）等がある。（注２）定款例第34条では、法人の会計に関しては、法令等及び定款に定めのあるもののほか、理事会で定める経理規程により処理するとしている。○　指導監査を行うに当たっては、経理規程が定款に定める手続により定められているか、経理規程が法令又は通知に反するものでないか、経理規程に従って会計処理等の事務処理がなされているかを確認する。ただし、経理規程に従って、事務処理がなされているかについては、本ガイドラインの各事項に定めるもののほか、必要に応じて確認するものであること。なお、必要に応じて確認する場合としては、高額な契約を締結している場合等に、経理規程やその細則等法人の規程に定める要件や手続等に従っているかを確認することなどが考えられる。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘とする。　・　経理規程が定められていない場合　・　経理規程の内容が法令又は通知に反する場合　・　経理規程が定款に定める手続により決定されていない場合　・　経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない場合＜確認書類＞定款、経理規程等、理事会の議事録等、経理規程等に定めるところにより会計処理等が行われていることが確認できる書類 |
|  | ２　予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。 | 留意事項１の（１）、（２） | ○　予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されているか。○　会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配意した体制とされているか。 | ＜着眼点＞○　法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ会計責任者等の運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保するとともに、内部牽制に配意した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めるべきである。○　法人における管理運営体制を明確にするため、経理規程等に定めるところにより、会計責任者を理事長が任命することや、会計責任者又は理事長の任命する出納職員に取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行わせることなどを明確化すべきである。○　指導監査を行うに当たっては、経理規程等により予算の執行や資金等の管理に関する体制が整備されているか、管理運用に関する経理規程等に定める手続が行われているかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・経理規程等により、会計責任者の設置等の管理運用体制について定められていない場合　・経理規程等により業務分担が明確に決められていおらず、内部牽制に配意した体制となっていない場合　・管理運用体制に関する経理規程等に定める手続がなされていない場合＜確認書類＞経理規程、業務分担を定めた規程等 |
| （３）会計処理 |  |  |  | ＜「（３）会計処理」、「（４）会計帳簿」、「（５）決算及び計算関係書類」に関する着眼点及び取扱いに関する共通事項について＞○　法人は、会計省令、運用上の取扱い及び留意事項（以下、「会計基準」という。）に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成しなければならない（会計省令第１条第１項）。また、会計基準においては、基準が示されていない場合には、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない（同条第２項）。なお、会計基準は、法人が行う全ての事業に関する会計に適用される（同条第３項）。○　会計処理、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録に関する指導監査を行うに当たっては、法人が会計基準に従って、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録が作成されているかの確認を行うが、会計処理は専門的知識を必要とするものであり、個々の法人における事務処理体制等を考慮の上、効果的・効率的な確認を行うことができるよう次に掲げる事項を参考に配慮することとする。なお、所轄庁においても、会計関係の指導監査を適切に行うため、必要に応じて、公認会計士等の専門家や財務会計に関する知見を有する者の活用を図る（監査班に加える、指導監査に当たって対象法人の計算書類等のチェックを依頼する等）ことが望ましい。　・　法人の計算関係書類が適正に作成されているか及びその前提となる会計帳簿の整備や会計処理が適正に行われているかの確認は、該当書類の一定部分の抽出をすることにより行うことができるものであること。　・　確認する範囲の抽出については、過去に是正指導を行った内容に関するもの、法人運営において重要であると考えられるもの、誤りが生じやすい会計処理に関するものとする等、効率的に確認が行うことができるものとすること。・　法人が、重要性の原則（注）により会計基準に定める本来の方法と異なる簡便な方法による会計処理を行っている場合や、会計基準に具体的な定めがない事項について、「一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌」して会計処理を行っている場合には、法人に当該会計処理に関する説明責任があり、所轄庁は必要に応じて法人からその理由や根拠の説明を受けた上で認められるものであるかについての判断を行うこと。（注）重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること（会計省令第２条第４号）。　・　総務や会計を担当する常勤役員がいない、総務や会計に関する事務に関して、施設の介護職員や保育士等が兼務をしているなど専任の事務担当職員がいない等、事務処理体制が脆弱な法人に対しては、必要に応じて、財務管理について識見を有する者として選任されている監事等会計に関して知見がある者の同席を促す、確認する範囲を事前に具体的に伝える等、法人が指導監査に適切に対応できるように配慮を行うこと。○　指導監査については、次のとおり行うものとする。　・　計算関係書類や会計処理の誤りがないかを確認し、単なる指摘にとどまるだけではなく、計算関係書類の内容に誤りがある場合や会計処理が会計基準に則したものでない場合には、その原因及び問題点を把握し、法人がどのように改善していくべきかについて、法人と相互理解を図った上で指導を行うべきものであること。また、会計処理等に誤りが多い法人に対しては、専門家の支援の活用することや会計基準等に関する研修会への職員の参加を促す等法人の状況に応じた助言等の支援を行うことが望ましい。　・　計算関係書類の作成や会計処理等については、会計基準において詳細に定められており、かつ、専門的な知見を要するものであるため、文書指摘を行う指摘基準は、原則として、基本的な会計処理等を行っていない場合等を定めている。　・　指摘基準の定めの違反のほか、指摘基準を記載していない事項を含め、法人の財務状況を正確に表示しない（問題等を隠す）ことを目的として会計処理を行った場合や会計基準に即していない会計処理（会計処理の誤りを含む）により計算書類の内容に重大な影響を与えた場合には文書指摘を行うこととする。これらに該当する場合以外には、口頭指摘により改善を求めるとともに、必要に応じて適正な処理を行うための助言を行う。ただし、過去に口頭指摘により改善を求めた事項について改善が見られない場合にはこの限りではなく、文書指摘を行うことができる。　・　ガイドラインにおいては、会計基準に定める詳細な会計処理について、全てを網羅するものではないため、指導監査においては、法人が会計基準や経理規程等規程類に従って会計処理を行っているかについて、ガイドラインに定める事項以外についても確認及び指導を行うことができるものであるが、指導にあたっては、趣旨及び根拠を明らかにした上で、上記の基準により行う。 |
|  | １　資産の評価は適正に行われているか。 |  |  | ○　貸借対照表及び財産目録においては、法人の資産について、勘定科目ごとにその価額を表示するものであり、会計基準においては、法人の資産の評価の方法を規定しており、会計基準において取扱いを定めている内容について、以下のチェックポイントで確認を行う。○　なお、法人の資産の評価については、法人が結果についての責任を有するものであり、所轄庁は、原則として、法人の個々の資産の評価について、時価や市場価格等を調査し、その調査結果と計算関係書類や財産目録との照合による確認を行うものではなく、法人がこれらの評価を適正に行っているかを法人が保存する証憑等により確認するものである。 |
|  |  | 会計省令第４条第１項、運用上の取扱い14 | ○　資産を取得した場合、原則として取得価額を付しているか。 | ＜着眼点＞○　会計基準において、資産を取得した場合の評価は次のとおり行う。・　原則として会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。なお、取得価額には、資産を取得した際に要した手数料等の付随費用も含む。・　通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行う。・　交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行う。○　指導監査を行うに当たっては、資産を取得したときの評価が適正に行われているかを確認する。＜確認書類＞固定資産管理台帳、新規の固定資産の取得にかかる会計伝票、関連証憑等 |
|  |  | 会計省令第４条第２項、運用上の取扱い16、留意事項17 | ○　有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。 | ＜着眼点＞○　減価償却は、各年度末における各資産の価額を表示するため、建物、構築物及び車輌運搬具等の使用又は時の経過により価値が減少するもので、耐用年数が１年以上、かつ、原則として１個若しくは１組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象として、原則として各資産ごとに行う。なお、土地など減価が生じない資産については、減価償却を行わない。○　減価償却計算については、有形固定資産については、定額法又は定率法のいずれかの方法により、ソフトウエア等の無形固定資産については、定額法により償却計算を行う。○　減価償却期間が終了している資産については、資産の種別及び取得時期に応じて、残存価額を次の通り計上する。　・　平成19年３月31日以前に取得した有形固定資産は取得価額の10%を残存価額とする。ただし、耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに、減価償却期間が終了していることを示す備忘価額（１円）まで償却を行うことが可能である。　・　平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産は償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額（１円）を控除した金額に達するまで償却する。　・　無形固定資産は取得時期にかかわらず、残存価額はゼロとする。○　各資産の耐用年数については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）により、適用する償却率等は留意事項別添２（減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表）による。○　減価償却計算は、原則として、１年を単位として行うが、年度の中途で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位（月数は暦に従って計算し、１か月に満たない端数を生じた時はこれを１か月とする）として計算を行う。○　指導監査を行うに当たっては、減価償却の対象である固定資産について、適正に減価償却が行われているかを確認する。＜指摘基準＞　　減価償却を行われなければならない有形固定資産及び無形固定資産について、減価償却が行われていない場合は文書指摘とする。＜確認書類＞計算書類の附属明細書（基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書）、固定資産管理台帳、法人が減価償却計算を行っている補助簿、減価償却費を計上した会計伝票等 |
|  |  | 会計省令第４条第３項、運用上の取扱い17、留意事項22 | ○　資産について時価評価を適正に行っているか。 | ＜着眼点＞○　法人の資産を適正に表示するため、会計年度の末日における時価がその時の取得価額より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得価額まで回復すると認められる場合を除き、時価を付す（時価評価を行う）必要がある。○　時価評価の対象となる「著しく低い」とは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいう。ただし、「使用価値」（注）を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。　（注）「使用価値」により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られ、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定する。○　法人の資産については、不動産や現預金の他、安全・確実な方法により管理運用を行うことを原則とするものであるから、寄附を受けた株式等を除き、上記の時価評価を行わなければならない場合は少ないと考えられる。そのため、指導監査においては、法人が上記の時価評価を行うべき資料を把握しているか、把握している場合には当該資産について時価評価を行っているかを法人が保有する使用により確認する。ただし、法人にその時価の変動が法人運営に重大な影響を与えるおそれがある資産を有すると認める場合はこの限りではない。＜指摘基準＞時価評価を行うべき資産が把握されているにもかかわらず、時価評価が行われていない場合は文書指摘によることとする。＜確認書類＞固定資産管理台帳、時価評価の必要性の有無を判定している法人作成資料、時価評価に係る会計伝票等 |
|  |  | 会計省令第４条第５項、運用上の取扱い15 | ○　有価証券の価額について適正に評価しているか。 | ＜着眼点＞○　有価証券の評価については、満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。）以外の有価証券のうち市場価格のあるものは、会計年度の末日においてその時の時価を付する。一方、満期保有目的の債券は、債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照価額とする。○　指導監査を行うに当たっては、これらの有価証券の評価の方法が会計基準に則り行われているかを確認するが、原則として、法人が保有する個々の有価証券の時価を調査を行うことは要しない。ただし、当該有価証券の時価の変動が法人運営に重大な影響を及ぼすおそれがあると認める場合はこの限りではない。＜確認書類＞市場価格のある有価証券（満期保有目的の債券を除く。）について時価評価の必要性の有無を判断している法人作成資料、時価評価に係る会計伝票等、満期保有目的の債券についての償却原価法に係る法人作成資料、償却原価法に係る会計伝票等、償却原価法に係る会計伝票 |
|  |  | 会計省令第４条第６項 | ○　棚卸資産について適正に評価しているか。 | ＜着眼点＞○　棚卸資産（貯蔵品、医薬品、診療・療養費等材料、給食用材料、商品・製品、仕掛品、原材料等）については、会計年度末における時価がその時の取得価額より低いときは、時価を付しているかを確認する。この場合の「時価」とは、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう。＜確認書類＞棚卸資産について時価評価の必要性の有無を判定している法人作成資料、棚卸資産の管理のために作成している帳簿等、時価評価に係る会計伝票等 |
|  | ２　引当金は適正に計上されているか。 |  |  | ○　引当金とは、将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合に、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用として繰り入れるものであり、会計基準においては、徴収不能引当金、賞与引当金及び退職給付引当金の取扱いについて個別に定めている（注）。　（注）平成28年11月11日付けの改正前の運用上の取扱いにおいては、引当金は当分の間、上記の３種類の引当金に限る旨を定めていたが、当該改正により削除され、３種類の引当金以外についても、要件を満たすものは計上することができるようになった。○　引当金は、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載するものであり、原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常１年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上し、退職給付引当金のように通常１年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上する。 |
|  |  | 会計省令第４条第４項、運用上の取扱い18の（２）、留意事項18の（１） | ○　債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。 | ＜着眼点＞○　徴収不能引当金は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権（事業未収金、未収金、受取手形、貸付金等）を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する方法（以下「個別法」という。）によるとともに、これらの債権について、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を計上する方法（以下「一括法」という。）によるものであり、徴収不能引当金は、貸借対照表において金銭債権から控除する形で表示する。なお、一括法については、過去の貸倒実績率による徴収不能額の見積もりについては、客観的根拠に基づき算定されるべきであり、過去に貸倒の実績（日常的取引に係る債権や福祉サービス等の利用者負担額に係る債権等であって、少額であるため貸倒れによる法人の財務状況への影響が軽微な債権に係るものを除く。）を有する法人は、経理規程等で見積もりの方法を定めておくことが望ましい。この場合は経理規程等に基づく方法により徴収不能引当金を計上することが求められる。○　指導監査を行うに当たっては、徴収不能引当金が会計基準に則り計上されているかを確認する。＜確認書類＞引当金明細書（計算書類の附属明細書）、個別法及び一括法による徴収不能引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料、徴収不能引当金の計上に係る会計伝票等 |
|  |  | 会計省令第５条第２項第１号、運用上の取扱い18の（２）、（３）、留意事項18の（２） | ○　賞与引当金を適正に計上しているか。 | ＜着眼点＞○　賞与引当金は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を計上する。○　指導監査を行うに当たっては、職員に対し賞与を支給することとされている場合に、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上しているかを確認する。＜確認書類＞引当金明細書（計算書類の附属明細書）、賞与引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料、未収金や貸付金の管理に関する帳簿等、賞与引当金に係る会計伝票等 |
|  |  | 会計省令第５条第２項第２号、運用上の取扱い18の（４）、留意事項18の（３）、 | ○　退職給付引当金を適正に計上しているか。 | ＜着眼点＞○　退職給付引当金は、職員に対し退職金を支給することが定められている場合に、将来支給する退職金のうち当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を計上する。ただし、退職給付の対象となる職員数が300人未満の法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができる。○　ただし、法人が公的な退職金制度を活用している場合については、その内容に応じて・　独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度を活用する場合は、当該制度の対象となる者については、法人の資産から退職金の支払いを行うことはないため、退職給与引当金の計上は行わず、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理すること・　都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし、被共済職員個人の拠出金がある場合は、約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額を退職給付引当金に計上することが原則であるが、簡便法として、期末退職金要支給額（約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額）を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いることができることとされている。○　指導監査を行うに当たっては、法人の退職金の制度に応じて必要な費用処理や退職給付引当金が計上されているかを確認する。＜確認書類＞引当金明細書（計算書類の附属明細書）、退職給付引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料、退職給付引当金に係る会計伝票等 |
|  |  | 会計省令第５条第２項、運用上の取扱い18の（１）、（４） | ○　上記のほか、必要な引当金を計上しているか。 | ＜着眼点＞○　徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金以外にも引当金を計上すべき要件に該当する場合には、必要な引当金を計上する。特に、役員に対し在任期間中の職務執行の対価として退職慰労金を支給することが定められており、その支給額が規程等により適切に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上する。○　指導監査を行うに当たっては、役員退職慰労引当金等引当金を計上すべき場合に、必要な引当金が計上されているかを確認する。＜確認書類＞引当金明細書（計算書類の附属明細書）、役員退職慰労引当金の計上の必要性の有無を検討している法人作成資料、役員退職慰労金に関する規程、役員退職慰労引当金に係る会計伝票等 |
|  | ３　純資産は適正に計上されているか。 |  |  | ○　貸借対照表に計上する純資産については、会計基準において、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額が定められている。純資産については、基本金を元に行われる法人設立以降の法人の事業活動の結果としての財産の増減を示すものとして貸借対照表に表示されるものであり、これらについては、会計基準に従い、貸借対照表に適正に計上される必要がある。 |
|  |  | 会計省令第６条第１項、運用上の取扱い11、12、留意事項14 | ○　基本金について適正に計上されているか。 | ＜着眼点＞○　基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上する。①　第１号基本金　社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額（具体的には、土地、施設の創設、増築、増改築における増築分、拡張における面積増加分及び施設の創設及び増築時等における初度設備整備、非常通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額）②　第２号基本金　第１号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額（具体的には、施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得するにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した寄附金の総額）③　第３号基本金　施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額（具体的には、平成12年12月１日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」別添社会福祉法人審査要領第２の（３）に定める、当該法人の年間事業費の12分の１以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受した寄附金の額）○　基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。○　法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。○　指導監査を行うに当たっては、第１号基本金、第２号基本金、第３号基本金に該当する寄附金の額が会計基準に則り基本金に計上されているかを確認する。＜指摘基準＞　次の場合は文書指摘によることとする。　・　第１号基本金、第２号基本金、第３号基本金に該当する寄附金の額が基本金に計上されていない場合・　基本金として、第１号基本金、第２号基本金及び第３号基本金以外のものが計上されている場合＜確認書類＞計算書類、基本金明細書（計算書類の附属明細書）、寄附の受け入れに関する書類（寄附申込書、贈与契約書等）、基本金の計上に係る会計伝票等 |
|  |  | 会計省令第６条第２項、運用上の取扱い9、10、留意事項15 | ○　国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。 | ＜着眼点＞○　国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等（以下「国庫補助金等」という。（注））の額を計上するものであり、具体的には、次のものを計上する。①　施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等②　設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの（注）国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」（平成17年10月５日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働省事務次官通知）に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。また、次のものも国庫補助金等に含まれる。・　自転車競技法第24条第６号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等・　施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金・　設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの○　指導監査を行うに当たっては、①国庫補助金等特別積立金の積立ては、国庫補助金等を受け入れた年度において、国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上しているか、②国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しているか、③国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しているかを確認する。＜指摘基準＞　国庫補助金等特別積立金の積み立て、取り崩しの会計処理が会計基準に則り行われていない場合は、文書指摘によることとする。＜確認書類＞国庫補助金等特別積立金明細書（計算書類の附属明細書）、国庫補助金等特別積立金の積み立て、取り崩しに係る伝票等 |
|  |  | 会計省令第６条第３項、運用上の取扱い19、留意事項19 | ○　その他の積立金について適正に計上されているか。 | ＜着眼点＞○　その他の積立金は、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものであり、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金（注）を積み立てることができる。　（注）就労支援事業に係る工賃変動積立金及び設備等整備積立金の取扱いについては、会計基準において取扱いが定められている。○　その他の積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付して、同額の積立資産を積み立てること、また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すこととされている。○　指導監査を行うに当たっては、その他の積立金について、理事会の決議に基づいているか、積立ての目的を示す名称を付しているか、同額の積立資産が計上されているかを確認する。＜指摘基準＞次の場合は文書指摘によることとする。　・　その他の積立金の計上に関して、理事会の決議に基づいていない場合・　積立ての目的を示す名称を付していない場合・　積立金と同額の積立資産が計上されていない場合＜確認書類＞積立金・積立資産明細書（計算書類の附属明細書）、その他の積立金の積み立て、取り崩しに係る伝票等 |
| （４）会計帳簿 | １　会計帳簿は適正に整備されているか。 | 法第45条の24、会計省令第２条第１項第２号、第３条、第７条の２、留意事項２の（３）、27 | ○　各拠点ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。○　計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致しているか。 | ＜着眼点＞○　法人は、原則として、会計帳簿として各拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置き、これらの会計帳簿及び必要な補助簿の作成について経理規程等に定めることが求められる。また、会計帳簿は書面又は電磁的記録をもって作成し、法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない（法第45条の24）。○　固定資産の管理については、固定資産管理台帳を作成し、基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形固定資産及び無形固定資産）に関する個々の資産の管理を行わなければならない。○　法人は、会計帳簿に基づき計算書類を作成することとされており、計算書類における各勘定科目の金額は総勘定元帳等の金額と一致していなければならない。○　指導監査を行うに当たっては、経理規程に定められた会計帳簿（仕訳日記帳、総勘定元帳等）が拠点区分ごとに作成され、備え置かれているか、計算書類における各勘定科目の金額が総勘定元帳等と一致しているかを確認する。＜指摘基準＞次の場合は文書指摘によることとする。　・　会計帳簿が拠点区分ごとに作成されていない場合　・　会計帳簿がその閉鎖の時から十年間保存されていない場合　・　計算書類における各勘定科目の金額と主要簿（総勘定元帳等）が一致しない場合＜確認書類＞経理規程等に定められた会計帳簿、計算書類、固定資産管理台帳 |
| （５）決算及び計算関係書類 | １　決算手続は法令及び定款の定めに従い適正に行われているか。 | 法第45条の19、第45条の30、第45条の31、規則第２条の39、第２条の40 | ○　計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について、監事の監査を受けているか。○　会計監査人設置法人は、計算書類およびその附属明細書並びに財産目録について会計監査人に監査を受けているか。○　計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は理事会の承認を受けているか。○　会計監査人設置法人以外の法人は計算書類及び財産目録について定時評議員会の承認を受けているか。○　会計監査人設置法人は計算書類及び財産目録を定時評議員会に報告しているか。 | ＜着眼点＞○　決算に際しては、毎会計年度終了後３か月以内に、計算関係書類（計算書類（注１）及びその附属明細書）及び財産目録（以下「計算関係書類等」という。）を作成し、所轄庁に提出しなければならない（法第59条）。（注１）計算書類の内容については（５）「決算及び計算関係書類」の２参照○　計算関係書類等を所轄庁に提出するにあたっては、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については定時評議員会の承認を受けたものでなければならない（法第45条の30、規則第２条の40）。ただし、会計監査人設置法人においては、一定の要件（注２）を満たす場合には、計算書類及び財産目録については定時評議員会においてその内容を報告することで足りる（法第45条の31、規則第２条の40）。　（注２）会計監査人設置法人が計算書類及び財産目録について、評議員会の承認を要さない要件は次の①から③の全てを満たす場合である（規則第２条の39）。　　　　①　計算書類についての会計監査報告に無限定適正意見が付されていること　　　　②　会計監査報告に関する監事の監査報告に、会計監査人の監査の方法又は結果相当でないと認める意見がないこと　　　　③　計算書類に関する監事の監査報告が特定監事が期限までに通知しなかったことにより、通知があったものとみなされたものでないこと○　計算関係書類等について理事会の承認を受けるにあたっては、監事の監査を受けなければならない。会計監査人を置く場合は、監事の監査に加え、計算関係書類等について会計監査人の監査を受けなければならない（注３）。　（注３）監事の監査及び会計監査人の監査については、Ⅰの５「監事」、７「会計監査人」を参照。○　指導監査を行うに当たっては、計算関係書類等が所轄庁に提出されるに当たって、必要な機関承認や報告の手続が行われているかを確認する。＜指摘基準＞　計算関係書類等に関して、必要な機関の承認を受けていない場合及び必要な報告が行われていない場合は、文書指摘によることとする。＜確認書類＞定款、経理規程、計算書類等に関して所轄庁への提出日が分かる資料、監事による監査報告、会計監査人による会計監査報告、理事会議事録、評議員会議事録等 |
|  | ２　計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。 | 会計省令第７条の２、留意事項７ | ○　作成すべき計算書類が作成されているか。 | ＜着眼点＞○　会計基準においては、計算書類の作成に関して、事業区分及び拠点区分を設けなければならず（注１）、法人は、計算書類として、法人全体、事業区分別及び拠点区分別の貸借対照表、資金収支計算書並びに事業活動計算書を作成しなければならない。なお、法人が行う事業により、内容が重複するものとなる場合は省略できることが定められている。また、拠点区分に関する計算書類（１～３に係るニの書類）は各拠点区分ごとに作成しなければならない。①　貸借対照表イ　法人単位貸借対照表ロ　貸借対照表内訳表（事業区分が社会福祉事業のみの法人（注２）は省略可能）ハ　事業区分貸借対照表内訳表（事業区分に拠点区分が一つである場合は当該事業区分につき省略可能）ニ　拠点区分貸借対照表②　資金収支計算書イ　法人単位資金収支計算書ロ　資金収支計算書内訳表（事業区分が社会福祉事業のみの法人（注２）は省略可能）ハ　事業区分資金収支計算書内訳表（事業区分に拠点区分が一つである場合は当該事業区分につき省略可能）ニ　拠点区分資金収支計算書③　事業活動計算書イ　法人単位事業活動計算書ロ　事業活動計算書内訳表（事業区分が社会福祉事業のみの法人（注２）は省略可能）ハ　事業区分事業活動計算書内訳表（事業区分に拠点区分が一つである場合は当該事業区分につき省略可能）ニ　拠点区分事業活動計算書　（注１）事業区分及び拠点区分の設定方法は後述（注２）公益事業及び収益事業を行っていない法人又は社会福祉事業及び社会福祉事業と同一の拠点区分とすることが認められている公益事業のみを行う法人＜指摘基準＞　作成すべき計算書類が作成されていない場合は文書指摘によることとする。＜確認書類＞計算書類 |
|  |  | 会計省令第２条の３、第１号第１様式から第３号第４様式まで、留意事項25の（１） | ○　計算書類の様式が会計基準に則しているか。 | ＜着眼点＞○　計算書類の作成は次のとおり行う。・　記載する金額は、原則として総額をもって、かつ、１円単位で表示する。・　計算書類の様式は、会計省令に定めるところ（第１号第１様式から第３号第４様式まで）による。・　計算書類の様式には勘定科目が大区分、中区分、小区分の別に規定されている。法人において必要がない科目の省略や適切な科目がないと考えられる場合の追加の取扱いについては、様式ごと、区分ごとに定められている（注）。なお、「○○収入」というような科目名が特定されていない勘定科目については、法人がその内容を示す科目名を記載することができる。また、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができない。（注）勘定科目の省略及び追加の取扱いは次のとおり。①　貸借対照表イ　法人単位貸借対照表　中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略可能。中区分についてやむを得ない場合、勘定科目の追加可能。ロ　貸借対照表内訳表ハ　事業区分貸借対照表内訳表ニ　拠点区分貸借対照表②　資金収支計算書大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略可。ただし、追加・修正は不可。イ　法人単位資金収支計算書ロ　資金収支計算書内訳表ハ　事業区分資金収支計算書内訳表小区分までを記載し、必要のない勘定科目の省略可。中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加可。小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けることが可。ニ　拠点区分資金収支計算書・・・・・③　事業活動計算書イ　法人単位事業活動計算書大区分のみを記載するが、必要のない勘定科目は省略可。ただし、追加・修正は不可。ロ　事業活動計算書内訳表ハ　事業区分事業活動計算書内訳表ニ　拠点区分事業活動計算書・・・・・小区分までを記載し、必要のない勘定科目の省略可。中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加可。小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けることが可。＜指摘基準＞計算書類が様式に従っていない場合は文書指摘によることとする。＜確認書類＞計算書類 |
|  |  | 会計省令第29条、運用上の取扱い20から24まで、別紙１、別紙２、留意事項25の（２）、26 | ○　計算書類の注記について注記すべき事項が記載されているか。 | ＜着眼点＞○　計算書類においては、その内容を補足するために、法人全体及び拠点区分毎ごとに注記事項が次のとおり定められている。なお、拠点区分が１つの法人は、法人全体と同一の内容となるため、拠点区分に関する注記は省略できることとされている。また、注記事項に該当がない場合には、事項によって、記載自体を省略できるものと「該当なし」と記載するものがあるため、留意する必要がある。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 注記事項 | 法人全体 | 拠点区分 | 該当がない場合 |
| １継続事業の前提に関する注記 | ○ | × | 項目記載不要 |
| ２重要な会計方針 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 |
| ３重要な会計方針の変更 | ○ | ○ | 項目記載不要 |
| ４法人で採用する退職給付制度 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 |
| ５法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 |
| ６基本財産の増減の内容及び金額 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 |
| ７基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 |
| ８担保に供している資産 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 |
| ９固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要） | ○ | ○ | 項目記載不要 |
| 10債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、当該債権の当期末残高（貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要） | ○ | ○ | 項目記載不要 |
| 11満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 |
| 12関連当事者との取引の内容 | ○ | × | 「該当なし」と記載 |
| 13重要な偶発債務 | ○ | × | 「該当なし」と記載 |
| 14重要な後発事象 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 |
| 15その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項 | ○ | ○ | 「該当なし」と記載 |

＜指摘基準＞　把握された注記すべき事項が注記されていない場合は文書指摘によることとする。＜確認書類＞計算書類、計算書類に対する注記（法人全体）、計算書類に対する注記（拠点区分） |
|  |  | 会計省令第29条、運用上の取扱い20から24まで、別紙１、別紙２、留意事項25の（２）、26 | ○　注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。 | ＜着眼点＞○　注記事項のうち下記については、計算書類における金額の補足であるため、計算書類の金額と一致していなければならない。・　基本財産の増減の内容及び金額（注記事項の６）・　固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（注記事項の９）・　債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、当該債権の当期末残高（注記事項の10）○　指導監査においては、これらの注記が計算書類の金額と一致していることを確認する。＜指摘基準＞　注記事項について計算書類の金額と一致していない場合は文書指摘によることとする。＜確認書類＞計算書類、計算書類に対する注記（法人全体）、計算書類に対する注記（拠点区分） |
|  |  | 会計省令第10条第１項、運用上の取扱い２、留意事項４ | ○　事業区分について、適正に区分されているか。○　拠点区分について、適正に区分されているか。 | ＜着眼点＞○　法人は社会福祉事業を行うことを目的とする法人であり、社会福祉事業の資産を公益事業又は収益事業に充てることは原則として認められないため、区分して会計管理を行うべきであり、また、収益事業については、社会福祉事業又は特定公益事業にその収益を充てることを目的に行う事業であることから、収益事業と社会福祉事業及び公益事業は区分して会計管理を行われなければならない（法第26条第２項）。そのため、公益事業（社会福祉事業と一体的に行われるものであって、当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることを認められているものを除く。）又は収益事業を行う法人は計算書類の作成に関して、社会福祉事業に関する事業区分、公益事業又は収益事業に関する事業区分を設けなければならない（会計省令第10条第１項）。○　法人が行う事業については、会計管理の実態を勘案して、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所に関しては、これらを一つの拠点とする拠点区分を設け、計算書類の作成することとされている（同上）。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。○　各拠点区分については、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業及び収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定する。社会福祉事業と公益事業及び収益事業は、別の拠点区分とすることが原則であるが、社会福祉事業と一体的に実施されている公益事業については、当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることができる。○　指導監査を行うに当たっては、法人が実施する事業に対応して、事業区分及び拠点区分が適正に区分されているか、各拠点区分が属するべき事業区分に属しているかを確認する。＜指摘基準＞次の場合は文書指摘によることとする。・　設けるべき事業区分が設けられていない場合　・　設けるべき拠点区分が設けられていない場合　・　拠点区分が属するべき事業区分に属していない場合＜確認書類＞定款、収支予算、計算書類 |
|  |  | 会計省令第10条第２項、運用上の取扱い３、留意事項５ | ○　拠点区分について、サービス区分が設けられているか。 | ＜着眼点＞○　拠点において、複数の事業を実施する場合等であって、法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収支状況の把握が必要な場合には、事業の内容に応じて区分するために、サービス区分（注）を設けなければならない。　（注）サービス区分の設定については、次のような事例がある。①　指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分②　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分３　子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準における会計の区分④　１から３以外の事業については、法人の定款に定める事業ごとの区分○　サービス区分の設定は、次の方法により行う。①　原則的な方法介護保険サービス、障害福祉サービス、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、上記の例示に示した指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とする。他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。なお、特定の補助金等の使途を明確にするため、更に細分化することもできる。②　簡便的な方法　　　介護保険関係事業又は保育関係事業については、上記の原則にかかわらず、次の取扱いとすることができる。ⅰ　介護保険関係次の介護サービスと一体的に行われている介護予防サービスなど、両者のコストをその発生の態様から区分することが困難である場合には、勘定科目として介護予防サービスなどの収入額のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支えない。・　指定訪問介護、指定介護予防訪問介護と第１号訪問事業・　指定通所介護、指定介護予防通所介護と第１号通所事業・　指定地域密着型通所介護、指定介護予防通所介護と第１号通所事業・　指定介護予防支援と第１号介護予防ケアマネジメント事業・　指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護・　指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護・　指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護・　指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護・　指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護・　指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護・　福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与・　福祉用具販売と介護予防福祉用具販売・　指定介護老人福祉施設といわゆる空きベッド活用方式により当該施設で実施する指定短期入所生活介護事業ⅱ　保育関係子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第１項に規定する特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を経営する事業と保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業については、同一のサービス区分として差し支えない。なお、保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業、その他特定の補助金等により行われる事業については、当該補助金等の適正な執行を確保する観点から、同一のサービス区分とした場合においても合理的な基準に基づいて各事業費の算出を行うものとし、一度選択した基準は、原則継続的に使用するものとする。また、各事業費の算出に当たっての基準、内訳は、所轄庁や補助を行う自治体の求めに応じて提出できるよう書類により整理しておくものとする。○　指導監査においては、法人が行う事業に対応して設けるべきサービス区分が設けられているかを確認する。＜指摘基準＞設けるべきサービス区分が設けられていない場合は文書指摘によることとする。＜確認書類＞定款、拠点区分資金収支明細書、拠点区分事業活動明細書 |
|  | ３　附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。 | 会計省令第７条第１項第３号、第30条、運用上の取扱い25、別紙３（①）から別紙３（⑲）まで | ○　作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。○　附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。 | ＜着眼点＞○　法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は次のとおりであり、様式は、運用上の取扱いにおいて定められている（別紙３（①）から別紙３（⑲）まで）。ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略可能である。また、一部の附属明細書（注１及び注２）については、複数の附属明細書のうちのいずれかを作成すればよい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 法人全体 | 拠点区分 |
| １借入金明細書 | ○ |  |
| ２寄附金収益明細書 | ○ |  |
| ３補助金事業等収益明細書 | ○ |  |
| ４事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 | ○ |  |
| ５事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 | ○ |  |
| ６基本金明細書 | ○ |  |
| ７国庫補助金等特別積立金明細書 | ○ |  |
| ８基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書 |  | ○ |
| ９引当金明細書 |  | ○ |
| 10拠点区分資金収支明細書 |  | ○ |
| 11拠点区分事業活動明細書 |  | ○ |
| 12積立金・積立資産明細書 |  | ○ |
| 13サービス区分間繰入金明細書 |  | ○ |
| 14サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書 |  | ○ |
| 15就労支援事業別事業活動明細書 |  | ○ |
| 15-2就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用） |  | ○ |
| 16就労支援事業製造原価明細書 |  | ○ |
| 16-2就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用） |  | ○ |
| 17就労支援事業販管費明細書 |  | ○ |
| 17-2就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用） |  | ○ |
| 18就労支援事業明細書 |  | ○ |
| 18-2就労支援事業明細書（多機能型事業所等用） |  | ○ |
| 19授産事業費用明細書 |  | ○ |

　（注１）10拠点区分資金収支明細書（別紙３（⑩））及び11拠点区分事業活動明細書（別紙３（⑪））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 10拠点区分資金収支明細書 | 11拠点区分事業活動明細書 |
| 介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点区分 | 省略可 | 要作成 |
| 子どものための教育・保育給付費、措置費による事業を実施する拠点区分 | 要作成 | 省略可 |
| 上記以外の事業を実施する拠点 | いずれか一方を省略可 |
| サービス区分が１つの拠点区分 | どちらも省略可 |

　（注２）就労支援事業に係る附属明細書（別紙３（⑮）-1から（⑰）-2まで）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 省略可能な事項等 |
| 作業種別ごとに区分することが困難な場合 | 作業種別の区分 |
| サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合 | ・16就労支援事業製造原価明細書及び17就労支援事業販管費明細書に代えて18就労支援事業明細書・15-2就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等）及び17-2就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等）に代えて18-2就労支援事業明細書（多機能型事業所等） |

○　附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類における金額と一致していなければならない。○　指導監査を行うに当たっては、作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか、計算書類における金額と一致しているかを確認する。＜指摘基準＞次の場合は文書指摘によることとする。　・　作成すべき附属明細書が作成されていない場合・　附属明細書について計算書類の金額と一致していない場合＜確認書類＞定款、計算書類、計算書類の附属明細書 |
|  | ４　財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。 | 会計省令第31条から第34条まで、運用上の取扱い26、別紙４ | ○　財産目録の様式が通知に則しているか。○　財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合しているか。 | ＜着眼点＞○　財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表科目、場所・物量等、取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額、貸借対照表価額を詳細に表示するために作成するものであり、様式は運用上の取扱い別紙４（注）において定められている。また、基本財産については、定款の記載事項であることから、定款の規定と一致する必要がある。（注）記載上の留意事項については次のとおりである。なお、母子生活支援施設、婦人保護施設等の場所は公表することにより利用者の安全に支障を来す恐れがあるため、これらの場所が記載された財産目録を公表する場合は取扱いに留意する必要がある。・　土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載すること。・　同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載すること。・　科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させること。・　「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しないこと。・　｢貸借対照表価額｣欄は、｢取得価額｣欄と｢減価償却累計額｣欄の差額と同額になることに留意すること。 ・　建物についてのみ｢取得年度｣欄を記載すること。・　減価償却資産（有形固定資産に限る）については、｢減価償却累計額｣欄を記載すること。また、ソフトウエアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載すること。・　車輌運搬具の○○には会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とすること。・　預金に関する口座番号は任意記載とすること。○　財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表価額を表示するものであり、貸借対照表と整合がとれているものでなければならない。具体的には、貸借対照表科目と貸借対照表価額が、法人単位貸借対照表と一致していなければならないものであり、また、各合計欄（流動資産合計、基本財産合計、その他の固定資産合計、固定資産合計、資産合計、流動負債合計、固定負債合計、負債合計、差引純資産）についても、法人単位貸借対照表と一致していなければならない。なお、法人単位貸借対照表における勘定科目の金額を財産目録において拠点区分毎等に分けて記載した場合は小計欄と一致していなければならない。 ○　指導監査を行うに当たっては、財産目録が様式及び記載上の留意事項に従って作成されているか、法人単位貸借対照表と整合しているか、基本財産が定款と一致しているかを確認する。なお、車輌番号と預金に関する口座番号の記載は任意であり、全ての車輌番号及び口座番号を記載する必要はないことに留意する必要がある。＜指摘基準＞次の場合は文書指摘によることとする。　・　財産目録が様式に従っていない場合　・　法人単位貸借対照表の金額と財産目録の金額が一致しない場合　・　基本財産が定款と一致しない場合＜確認書類＞定款、法人単位貸借対照表、財産目録 |
| （６）債権債務の状況 | ○　借入は、適正に行われているか。 | （参考）第45条の13第４項第２号 | ○　借入（多額の借財に限る）は、理事会の決議を受けて行われていること。 | ＜着眼点＞○　多額の借財については、法人の経営に影響を与えるおそれがあるため、理事会が理事長等の理事に委任することができない（法第45条の13第４項第２号）こととされており、これに該当する場合は、理事会の議決がなければ行うことができない。多額の借財の範囲は、理事会が理事長等の理事に委任する範囲として、専決規程（注）等において明確に定めるべきものである（定款例第24条参照）。（注）定款例第24条においては、「日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する」とされており、法人において定款にこの規定を設ける場合には、「理事会が定めるもの」として専決規程等の規程を定めることとなる。なお、理事会において、専決規程等理事に委任する範囲を定めない場合には、全ての借入れに理事会の決議が必要となる。○　指導監査を行うに当たっては、多額の借財（専決規程等がなく、理事長等に多額ではない借入の権限が委任されていない場合は、全ての借財）が理事会の議決を受けた上で行われているかを確認する。＜指摘基準＞　多額の借財（専決規程等がない場合は全ての借財）について理事会の決議を受けた上で行われていない場合は文書指摘によることとする。＜確認書類＞定款、理事会議事録、借入金明細書（計算書類の附属明細書）、専決規程等、理事長による決裁文書、借入契約書等 |
| ４　その他 |  |  |  |  |
| （１）特別の利益供与の禁止 | １　社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。 | 法第27条、令第13条の２、規則第１条の３ | ○　評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。 | ＜着眼点＞○　法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者（注１）に対して特別の利益を与えてはならない（法第27条）。（注１）特別の利益を与えてはならない関係者の範囲は政令で定められている（令第13条の２）。①　当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員②　①の配偶者又は三親等内の親族③　①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者④　①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者⑤　当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定める者（規則第１条の３）ⅰ　法人が事業活動を支配する法人当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（注２）における当該他の法人（第三項各号において「子法人」という。）とする。ⅱ　法人の事業活動を支配する者一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（注２）における当該一の者とする。（注２）財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合は次のとおり。①　一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合②　評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合ⅰ　一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員ⅱ　一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員ⅲ　当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者ⅳ　一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者ⅴ　当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者○　「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。例えば、法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借、法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸（規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。）、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当すると考えられる。法人は、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負うものである。○　指導監査を行うに当たっては、法人の関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引について、特別の利益供与となっていないか確認を要するものがあるものがある場合には、法人に対して定款や各規程等に基づく適正な取扱いであることの説明を聴取した上で、特別の利益の供与に該当していないかを確認する。＜指摘基準＞　法人の関係者に特別の利益を供与していると認められる場合は文書指摘によることとする。＜確認書類＞　経理規程、給与規程等関係規程類、役員等報酬基準、計算関係書類、会計帳簿、証憑書類、法人の関係者が確認できる書類（履歴書等） |
| （２）社会福祉充実計画 | １　社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 | 法第55条の２第11項 | ○　社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。 | ＜着眼点＞○　法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」という。）を上回るかどうかを算定しなければならない。さらに、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければならない（法第55条の２）。これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するとともに、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その使途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものである。○　法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士又は税理士等の意見聴取、地域協議会の意見聴取（地域公益事業を社会福祉充実計画に記載する場合に限る。）及び理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けた上で、所轄庁に承認を受ける必要がある（法第55条の２）。また、社会福祉充実残額の算定結果は毎年、全法人が所轄庁に届出ることとされていることから、社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の作成に当たっての手続きが適正に行われているかについては、所轄庁は、承認申請又は届出を受け確認を行うものである。○　指導監査を行うに当たっては、法人が所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画において実施することとされている事業が行われているかを確認する。＜指摘基準＞　社会福祉充実計画において実施することとされている事業が実施されていない場合は文書指摘によることとする。＜確認書類＞　社会福祉充実計画、事業報告、計算書類等 |
| （３）情報の公表 | １　法令に定める情報の公表を行っているか。 | 法第59条の２、規則第10条 | ○　法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。 | ＜着眼点＞○　法人の公益性を踏まえ、法人は、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用により公表しなければならない（法第59条の２第１項、規則第10条第１項）。　・　定款の内容（所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき）　・　役員等報酬基準（評議員会の承認を受けたとき）　・　法第59条による届出をした書類のうち、厚生労働省令で定める書類の内容（注１）（届出をしたとき）　　（注１）厚生労働省令で定める書類（規則第10条第３項）。・　計算書類・　役員等名簿・　現況報告書（規則第２条の41第１号から13号まで及び第16号に掲げる事項）（注２）　　　　　（注２）現況報告書の様式については、「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成29年３月29日付け雇児発0329第６号・社援発0329第48号・老発0329第30号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるところによる。　　　　　　　　　なお、公表の範囲については、法人の運営に係る重要な部分（注３）に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分（注４）を除く。（注３）法人の運営に係る重要な部分ではないことによる省略は、計算書類及び役員等名簿については想定されないが、現況報告書の様式はこの規定を踏まえ定められている。（注４）個人の権利利益が害されるおそれがある部分としては、役員等名簿における個人の住所の記載や現況報告書における母子生活支援施設、婦人保護施設等の所在地（公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある）がある。○　インターネットの利用による公表については、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載によるが、計算書類及び現況報告書については、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされる（規則第10条第３項）。○　指導監査を行うに当たっては、これらの事項がインターネットの利用により公表されているかを確認する。＜指摘基準＞　必要な事項がインターネットの利用（法人ホームページ等）により公表されていない場合は文書指摘によることとする。　なお、所轄庁が、法人が法人ホームページ等の利用により公表を行うことができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではなく、法人が適切にインターネットの利用による公表を行うことができるよう助言等の適切な支援を行うものとする。 |
| （４）その他 | １　福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。 | 法第78条第１項 | ○　福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。 | ＜着眼点＞○　社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない（法第78条第１項）。福祉サービス第三者評価事業は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけること及び受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としているものであり、法人においては、当該事業による第三者評価（以下、「第三者評価」という。）を積極的に活用し、サービスの質の向上を図るための措置を講じることが望ましい。○　第三者評価の受審等については、実施しないことが法令等に違反するものではないが、法人は社会福祉事業の主な担い手として、その事業の質の向上を図り、適切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものであって、実施要綱３の（３）においても、監査周期の延長に関する判断基準の一つとされているところであるため、指導監査を行うに当たっては、法人が行う福祉サービスについて、第三者評価を受け、その結果を公表しているか、サービスの質の向上を図るための措置を講じているかを確認する。＜指摘基準＞　　法人が行う福祉サービスについて、第三者評価の受審及び結果の公表やサービスの質の向上を図るための措置を行っていない場合は、これらの措置の実施についての助言を行う。＜確認書類＞　第三者評価の結果報告書等 |
|  | ２　福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。 | 法第82条 | ○　福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。 | ＜着眼点＞○　社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない（法第82条）。福祉サービスに関する苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年６月７日付け障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知）において定められているところであり、法人においては、この苦情解決の仕組みを整備し、活用することにより利用者からの苦情の適切な解決に努めていくことが求められる。○　苦情解決の仕組みの整備については、苦情解決の体制整備、手順の決定及びそれらの利用者等への周知を行うことか求められる。・　苦情解決の体制整備としては、苦情解決の責任主体を明確にするための苦情解決責任者の設置、職員の中から苦情受付担当者を任命するとともに、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、複数の第三者委員（注１）を設置し、法人が経営する全ての事業所・施設の利用者が第三者委員を活用できる体制を整備する。（注１）第三者委員には、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること、世間からの信頼性を有する者であることが求められるものであり、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士などが想定される。なお、法人の関係者であっても、法人の業務執行や福祉サービスの提供に直接関係しない者（評議員、監事等）については、認められる。・　苦情解決の手順としては、次のようなことが考えられる。①　施設内への掲示、パンフレットの配布等による利用者に対する苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについての周知②　苦情受付担当者又は第三者委員による利用者等からの苦情受付、苦情の受付内容と対応方法の記録③　受け付けた苦情の苦情解決責任者及び第三者委員への報告（苦情申出人が第三者委員への報告を明確に拒否する意思表示をした場合を除く）④　苦情解決責任者による苦情申出人との話し合いによる解決（苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めることができる。）⑤　④で解決できない場合は第三者委員の立ち会い⑥　「事業報告書」や「広報誌」等に実績を公表（個人情報に関するものを除く。）○　苦情解決の取組については、その取組を行わないことが社会福祉法に違反するものではない（注２）が、法人は社会福祉事業の主な担い手として、その事業の質の向上を図り、適切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものであって、実施要綱３の（３）において、監査周期の延長に関する判断基準の一つであるため、指導監査を行うに当たっては、苦情解決の体制整備、手順の決定及びそれらの利用者等への周知を行っているかを確認する。　（注２）福祉各法において、社会福祉施設等の基準として、苦情解決の取組を行う義務が定められている場合がある。法人監査において、法人が運営する社会福祉施設等において苦情解決の取組がなされていないことにより当該施設等の基準違反の疑いがあることを確認した場合には、当該社会福祉施設等に対する権限を有する行政庁に通報する等必要な対応を行うこと。＜指摘基準＞　法人において、苦情解決の体制整備、手順の決定、それらの利用者等への周知が行われていない場合は、これらの措置の実施についての助言を行う。＜確認書類＞　苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の任命に関する書類、苦情解決に関する規程類、苦情解決の仕組みの利用者への周知のためのパンフレット等 |
|  | ３　当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。  | 法第29条、組合等登記令（昭和39年政令第29号） | ○　登記事項（資産の総額を除く）について変更が生じた場合、二週間以内に変更登記をしているか。○　資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしているか。 | ＜着眼点＞○　法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する（法第34条）こととされている。登記事項の変更がある場合は、政令に定めるところ（注１、注２）により、変更の登記をしなければならない（法第29条第１項）。　（注１）政令に定める登記事項（組合等登記令第２条及び別表）は次のとおり。①目的及び業務、②名称 、③事務所の所在場所 、④代表権（注３）を有する者の氏名、住所及び資格、⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由、⑥資産の総額　（注２）変更登記の期限（組合等登記令第３条）　　　　・資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから２週間以内　　　　・資産の総額については、毎事業年度の末日から３月以内（毎年度６月末まで）　（注３）法人の代表権を有する者は、理事長のみであり、平成28年改正法施行前に、複数の理事が代表者として登記されていた法人にあっては、平成28年改正後施行後に理事長を選任した後、理事長以外の理事は代表権を有しないこととなり（平成28年改正法附則第15条）、理事長以外の代表者登記は抹消しなければならないことに留意すること。○　指導監査を行うに当たっては、登記事項に変更が生じた場合に、変更登記が期限までに行われているかを確認する。＜指摘基準＞　指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続（法務局等への具体的な協議を含む。）を行われていない場合は文書指摘によることとする。なお、変更登記が行われている又は手続中であるが、期限を過ぎている場合には、今後同様なことがないように求める（口頭指摘）。＜確認書類＞　登記簿謄本、登記手続の関係書類等 |